

総務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成17年度実績評価書（平成16年度に実施した政策に係る実績評価）」（平成17年7月15日付け総官政第76号による送付分）における26件の政策評価のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した25件の政策評価
- イ 「平成17年度事業評価書（平成17年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」（平成17年8月30日付け総官政第86号による送付分）における16件の政策評価のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した9件（注）の政策評価
- ウ 「平成17年度事業評価書（事業評価方式により実施した事後（継続）評価結果について）」（平成17年7月15日付け総官政第76号による送付分）における13件の政策評価のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した13件の政策評価

（注） 送付を受けた計16件の政策評価のうち、個々の公共事業を対象とした評価（1件）及び研究開発を対象とした評価（6件）を除いた9件の政策評価。また、これらについては別途整理する予定である。

2 実績評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。（注1、2）

- ① 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
- ② 目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。
- ③ 目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

- (注1) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。
- (注2) 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判断基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

(2) 審査の結果

「平成17年度実績評価書」における26件の実績評価のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した25件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添1「政策評価審査表(実績評価関係)」参照）。

【審査結果整理表】

整理 番号	政 策	目標の設定状況				目標設定 の考え方	目標の達成 度合いの判 定方法 (判定基準 の定量化 等)
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無				
			基準年次	達成年次			
政策 1	社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施						
	指標数 8	○=6 --=2	○=1 --=7	○=6 --=2	○=5 --=3		-
政策 2	地方行革の推進						
	指標数 5	○=5	○=3 --=2	○=5	△=1 --=4		-
政策 3	政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底						
	指標数 5	○=1、△=2 --=2	○=1 --=4	○=3 --=2	--=5		-
政策 4	行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による制度・運営の改善						
	指標数 2	○=2	--=2	○=2	--=2		-
政策 5	行政の透明性の向上と信頼性の確保						
	指標数 3	○=2 --=1	--=3	○=2 --=1	△=2 --=1		-
政策 6	国家公務員の適正な人事管理の推進						
	指標数 0	-	-	-	-		-
政策 7	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等						
	指標数 0	-	-	-	-		-
政策 8	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進						
	指標数 0	-	-	-	-		-
政策 10	分権型社会を担う地方税制度の構築						
	指標数 0	-	-	-	-		-
政策 11	活力、個性、魅力にあふれる地域づくり						
	指標数 0	-	-	-	-		-
政策 12	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進						
	指標数 6	○=5 --=1	○=1 --=5	○=5 --=1	○=4 --=2		-
政策 13	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供						
	指標数 5	○=1 --=4	--=5	○=1 --=4	○=1 --=4		-
政策 14	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現						
	指標数 6	○=5 --=1	--=6	○=5 --=1	○=1 --=5		-

政策 15	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進					
	指標数 8	○=5 △=3	--=8	○=8	○=7 --=1	-
政策 16	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進					
	指標数 3	○=1 △=2	○=1 --=2	○=3	○=3	-
政策 17	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進					
	指標数 2	○=2	--=2	○=2	--=2	-
政策 18	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献					
	指標数 2	○=1 --=1	--=2	○=2	--=2	-
政策 19	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展					
	指標数 4	○=1 --=3	--=4	--=4	△=1 --=3	-
政策 20	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上					
	指標数 3	○=3	--=3	○=3	--=3	-
政策 21	信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上					
	指標数 3	--=3	--=3	--=3	--=3	-
政策 22	火災・災害等による被害の軽減					
	指標数 12	○=4、△=4 --=4	○=4 --=8	○=7 --=5	○=4 --=8	-
政策 23	国民保護体制の整備					
	指標数 4	○=1 --=3	--=4	○=1 --=3	--=4	-
政策 24	救命率の向上					
	指標数 12	○=1、△=1 --=10	○=1 --=11	○=2 --=10	○=1 --=11	-
政策 25	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供					
	指標数 7	○=4 --=3	--=7	○=4 --=3	--=7	-
政策 26	受給者の生活を支える恩給行政の推進					
	指標数 0	-	-	-	-	-
合 計	(25 施策)					
	(100 指標) 注	○=50 △=12	○=12	○=61	○=26 △=4	-
(備考) 注：これら 100 指標のほかに、国や地方の行政制度の企画立案など客観的な指標等の測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいもの、国民に対する直接の行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものについてもできる限り客観的な情報・データや事実を用いた「参考となる指標」を 37 指標設定している。						

(注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「△」を記入している。

- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「－」を記入している。
- 3 「目標設定の考え方」欄には、
 - ① 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「○」、いずれか一方の考え方が明らかにされている場合に「△」を付している。
 - ② 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「△」を記入している。
 - ③ 上記①、②のいずれにも該当しないものには「－」を記入している。
- 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「－」を記入している。

3 事前の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての的確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び同法施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、さらに質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況

において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-U）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度事業評価書（平成 17 年度に事業評価方式により評価を行った総務省の評価結果）」における 16 件の事業評価（事前）のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 9 件（注）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 2「政策評価審査表(事業評価（事前）関係）」参照）。

(注) 送付を受けた計 16 件の政策評価のうち、個々の公共事業を対象とした評価（1 件）及び研究開発を対象とした評価（6 件）を除いた 9 件の政策評価。また、これらについては別途整理する予定である。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
				推論	その他			
1	統計調査等業務の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ○各府省の情報システムの集約（共同利用型システムの整備） ○統計調査のオンライン化の推進 ○統計利用に係るワンストップサービスの実現 ○業務の簡素化・合理化 	△	○		△	△	○
2	政府認証基盤の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ○各府省の 14 認証局を共用認証局（仮称）に集約・一元化 ○各府省の 17 電子文書交換用認証局を共用認証局（仮称）に集約・一元化 	○	○		○	△	○
3	電気通信行政情報システムの最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信行政関連業務である既存の独立システムを電気通信行政情報システムに統合 ○分散している画像用サーバを電気通信行政情報システムサーバ本体に集約 ○システムの Web 化 ○バックアップシステムを電気通信行政情報システムのセンターから遠隔地に構築 ○情報セキュリティ対策の強化、関係する省内システムと外部システムとのデータ連携の強化等 	△	○		△	△	○
4	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備	国から地方公共団体に対する調査・照会業務について、霞が関 WAN、LGWAN を活用した汎用的に利用可能なシステムを構築	△	○		△	△	○
5	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	サイバー攻撃等による機能不全に対応するため、実環境に近い演習環境を構築し、検証を実施	△	○		△	—	△
6	IPv6 によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験	IPv6 対応ユビキタスセキュリティサポートシステムに関する実証実験の実施及び得られた成果によるガイドラインの作成等	△	○		△	—	△
7	基盤法利子助成制度の拡充	電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、日本政策投資銀行等が行う低利融資に対する N I C T による利子助成金について、条件不利地域における利子助成後の金利の大幅な引下げ等を実施	○	○		△	△	○
8	地域情報化総合支援事業交付金（仮称）	市町村においてユビキタスコミュニティ創出計画（仮称）を作成、同計画に基づき補助金を交付	△	○	比較	△	△	○

9	特別高度救助隊等の創設	特別高度救助隊及び高度救助隊の整備	△	○		△	-	△
合 計			○=2 △=7			○=1 △=8	△=6	○=6 △=3
(備考)								

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入している（複数もあり得る。）。
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
<その他（例示）>
「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 4 「検証を行う時期の特定」欄には、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されている場合には「○」、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合には「△」、実施することが明らかにされていない場合は「-」を記入している。
- 5 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。

4 事後の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

- ③ 費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(把握された効果と評価結果との関連性について)

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査における点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度事業評価書（事業評価方式により実施した事後（継続）評価結果について）」における 13 件の事業評価（事後）のうち、総務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 13 件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 3 「政策評価審査表(事業評価（事後）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	過疎地域振興対策費	①過疎地域集落再編整備事業 ・定住促進団地整備事業 ・集落等移転事業 ・季節居住団地整備事業 ②地域間交流施設整備事業	△	○	△	△
2	地上デジタル放送等の円滑な普及に向けた情報提供活動等の推進	地上デジタル放送のメリット等の周知広報活動、デジタル受信機の普及に向けた環境整備	△	○	△	△
3	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	ケーブルテレビ施設を地方公共団体が整備する場合及び第3セクターを利用して整備する場合、経費を一部補助	△	○	△	○

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
4	移動通信用鉄塔施設整備事業	市町村が携帯電話の利用可能な地域を拡大するために、移動通信用鉄塔施設を整備する場合、設置経費を一部補助	△	○	△	○
5	地域インターネット導入促進基盤整備事業	公共施設にインターネットを導入する市町村に対し、その経費を一部補助	△	○	△	○
6	字幕番組・解説番組等の制作促進	字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対し、独立行政法人情報通信研究機構が制作費の2分の1を上限として助成	○	○	△	○
7	消防防災施設等整備費補助金	①消防防災施設整備費補助金 ・耐震性貯水槽の整備 ・高機能消防指令センター総合整備事業 ②消防防災設備整備費補助金 ・緊急消防援助隊関係設備の整備	△	○	△	○
8	明るい選挙推進費	テレビ、新聞等の広報媒体の活用、パンフレット、ポスターなど啓発資材・資料の作成、明るい選挙推進運動指導者養成のための研修など	△	○	△	○
9	総務省 LAN の整備・運用	・新2号館内部局の構内 LAN の整備、都内各所の組織とネットワークを結び、共通ネットワーク基盤として整備・運用 ・管区行政評価局及び行政評価事務所と本省新2号館を結ぶ広域ネットワークを整備・運用	△	○	△	○
10	電波監視施設の整備・維持運用、電波監視業務の実施	電波監視施設の整備・維持運用、施設を活用した不法電波の監視・探査、電波利用状況の監査・調査の実施、電波利用環境保護の重要性を国民へ周知・啓発	○	○	△	○
11	総合無線局監視システムの構築と運用	総合無線局管理ファイルの作成・管理、データベース化による無線局免許等の許認可、電波利用料徴収、無線局監督及び周波数管理等を行うためのシステムを構築し、運用	△	○	△	○
12	周波数逼迫対策技術試験事務の実施に必要な経費	無線設備の技術基準を定めるための試験及びその結果の分析	△	○	△	○
13	標準電波による無線局への高精度周波数の提供	長波帯標準電波施設（「おおたかどや山標準電波送信所（福島県）」及び「はがね山標準電波送信所（福岡・佐賀県境）」）の維持運用業務の確実な実施	△	○	△	○
合計			○=2 △=11	○=13	△=13	○=11 △=2
(備考)						

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 2 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」「どの程度」「どうされた」）場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「△」を、効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要した（要する）費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要した（要する）費用等と当該政策により得られた（得られると見込まれる）政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要した（要する）費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。
- 4 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「△」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別 添 1】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説 明）

本表は、公表された総務省の「平成 17 年度実績評価書」に基づき、総務省が概算要求に関連して行い、予算要求へ反映したとする政策について、当省（行政評価局）の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	総務省の「平成 17 年度実績評価書」において、評価の対象とされた政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策名（達成すべき目標）」欄	評価の対象とされた政策の名称（あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標）を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標（参考となる指標）」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。 総務省の評価書で使用している「指標」を記入した。また、「参考となる指標」（目標の達成状況を的確に測定できる測定指標がない政策について、当該政策に係る現状や課題等を明らかにするために設定しているもの）を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記載している。ただし、当省（行政評価局）において示した分類と総務省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省（行政評価局）の分類結果を（ ）内に示している。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」欄には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」欄には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	評価書の記載項目 4（1）「指標の状況」欄等の記述に基づき、測定結果、施策の実施状況等を記入した。
「評価の結果」欄	本欄上段の（評価の結果）欄には、評価書の記載項目 6「政策評価の結果」欄に記載してある端的な結論を記入した。下段の（今後の課題）欄には、評価書の記載項目 5（2）「今後の課題と取組の方向性」欄等において記載されている「今後の課題」を記入するとともに、6「政策評価の結果」欄の「課題の所在」において記号化（◎又は○）されている課題を記入した。 なお、「◎」は、評価対象政策に取組の改善や新たな対策又は見直しが必要とされたものについて、その課題が該当する項目（「予算について検討」、「制度改正について検討」等）であることを示す。ただし、「○」は、評価対象政策に関連する予算について、現状の予算の枠組の中で継続的な取組が必要なものであることを示す。
「政策手段（主な施策等の概要）」欄	評価書の記載項目 4（2）「主な施策等の概要」欄の記載内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 総務省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

総務省は、調整官庁や制度官庁という側面を有することもあり、直接的に国民生活や社会に及ぼされる影響を把握する指標の設定が困難な面があることから、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」(総務省行政評価局)においてアウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

<p>○ アウトプット指標分類④(行政内部の相互作用の結果等)に該当する指標のうち、府省及び地方公共団体との連絡調整等の行政活動の結果として、府省及び地方公共団体に変化や影響を及ぼすことにより、国民生活や社会経済に変化や影響を及ぼすと判断できるもの(参考となる指標についても同じ)</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体の行政手続条例及び情報公開条例の制定状況・ 評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善の割合・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比(参考となる指標の例)
--	---

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)					
						基準年次	達成年次		区分	14年度	15年度	16年度							
政策1	社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施	C	①毎年度の定員審査結果 (年度削減率)	P	(平成13年度～22年度) 10%の計画的削減(年1%)	13年度	22年度	(考え方) 「平成17年度機構・定員等審査結果」について「簡素にして効率的な行政体制の実現」という定性的な目標に照らして判断し、評価を実施。数値目標を含む具体的な計画が定められている事項については、「平成17年度機構・定員等審査結果」中の該事項について、その数値目標に向けた進捗よく状況を評価。 (根拠) 閣議決定「新たな府省の編成以降の定員管理について」	区分	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要</p> <p>(今後の課題) ○新たに閣議決定された「行革方針」を中心とする、各般の改革施策の更なる推進。方針を改めて改正された行政手続法については、その円滑な施行に向けた準備。</p> <p>○これまでよりも一段と厳しい「平成17年度から5年間で10%以上の定員削減」という行革方針の実現に向け、17年夏に定員削減計画を改定し、これまでの削減目標を倍増させていくとともに、府省を越える定員の再配置を進め、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現</p> <p>○平成17年度に中期目標期間終了時の見直しを行う24独立行政法人について、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で検討(特に財務・会計面からの分析が必要)</p> <p>○企業会計において減損会計が導入されたことから、独立行政法人の会計基準等を改訂</p> <p>○引き続き公益法人行政の推進を図るため、指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底、適切な運用実施</p> <p>(課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>ア 国の行政組織等の減量・効率化 総務省では、平成16年9月10日の閣議において総務大臣から示された「既存組織の合理的再編成によって措置することとし、その肥大化をきたさない」との審査方針を踏まえ、各府省からの組織の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図った。 また、独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通の制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行った。 これらの評価を実施する観点から、平成17年度における、①機構の新設・改廃、②定員の設置・増減・廃止、③独立行政法人及び特殊法人の新設、目的の変更その他法律の定める制度の改正及び廃止の審査を行った。</p>					
					(累積削減率)	(平成13年度～22年度) 25%の純減を 目指して最大 限努力	13年度		22年度	区分	14年度	15年度			16年度				
			②行政大綱の実施 状況(フォロー アップ)	P	-	-	-		「政策手段」欄イ参照						<p>イ 行革大綱等に基づく行政改革の推進 行革大綱等に基づく各種改革について、16年度もフォローアップを実施し、行政改革推進本部に「行政改革の実施状況(「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)」(平成16年3月31日)として報告・公表することにより、その進行管理を行った。 その主な内容は以下のとおりである。 a 政府及び政府関係法人のスリム化等 平成16年12月24日に「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」(平成17年度の減量・効率化方針)を取りまとめ、公表。 b 特殊法人等改革 「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進め、既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、135法人の組織形態について法制上の措置その他の必要な措置を講じた。 c 行政立法手続の法制化 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)等を踏まえ、行政立法について国民一般から意見を求める手続を法制化する</p>				
			③④公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況									区分				平成14年10月1日現在	15年10月1日現在	16年10月1日現在	
			③公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合	P	100%	-	毎年度		(考え方及び根拠※) ③、④共通:閣議決定「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」	国	49.6%	49.6%				49.2%			
④情報公開率	P	100%	-	毎年度	国	41.4%	41.5%	40.7%											
⑤⑥各種申合せの実施状況のフォローアップ結果									全体	43.4%	43.5%	42.9%							
⑤国所管法人の立入検査の実施状況(※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが定められたところ)	P	100%	-	18年度	国所管法人の立入検査の実施状況	区分	14年度	15年度	16年度										
⑥国所管法人のホームページ開設率	P	100%	-	毎年度	国所管法人のホームページ開設率	国	97.8%	97.7%	96.8%										
									地方	83.8%	84.8%	84.9%							
									全体	87.6%	88.0%	88.1%							

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次						
			⑦⑧公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度										
			⑦研修等の開催状況	P	-	-	-		ア 公益法人行政担当者研修会	約150人 (1回)	約210人 (1回)	約150人 (1回)	<p>d 規制改革の推進等 平成17年3月25日に、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」等を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成16年12月28日)を踏まえた。</p> <p>e 電子政府化 国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化を推進。</p> <p>ウ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進 公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等の状況、指導監督基準等及び各種申合せ等の遵守状況を把握するため、公益法人等に関する概況調査等を実施している。</p> <p>また、指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底、適切な運用実施を図るため、公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等を開催している。</p>
								イ 都道府県公益法人行政主管課長会議	約180人 (1回)	約180人 (1回)	約160人 (1回)		
								b 総務省と各都道府県の共催(研修名:「公益法人地方講習会」) ※参加者数(開催数)	約2000人 (8か所)	約820人 (5か所)	約1,300人 (6か所)		
								c 講師派遣(研修名:「都道府県公益法人事務担当者ブロック会議」) ※職員派遣人数(開催数)	8人 (7か所)	15人 (7か所)	13人 (7か所)		
			⑧研修受講者の満足度	CM	研修受講者の満足度 (「非常に参考になった」「参考になった」と回答した者の割合(100%))	-	毎年度	-	ア 大変参考になった	国	-	-	3%
									地方	-	-	-	10%
									全体	-	-	-	7%
									イ 参考になった	国	-	-	86%
									地方	-	-	-	80%
									全体	-	-	-	83%
									ウ あまりならない	国	-	-	11%
									地方	-	-	-	8%
									全体	-	-	-	10%
									エ 参考にならない	国	-	-	0%
									地方	-	-	-	0%
									全体	-	-	-	0%
									オ 無回答	国	-	-	0%
									地方	-	-	-	2%
									全体	-	-	-	1%

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		14年3月	15年3月	16年3月				
政策2	地方行革の推進	C	①各地方公共団体における行政改革大綱策定状況	P	100%	-	18年度	(考え方※) 簡素で効果的・効率的な地方行政体制を確立するためには、各地方公共団体において行政改革に取り組むことが重要であり、地方行革の取組状況を示す行政改革大綱の策定を全団体で行うことを目標とする。 (根拠) -	区分			(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に問題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。 (今後の課題) 分権型社会の本格化や少子高齢社会の進展、国・地方を通じた厳しい財政状況、市町村合併の進展等を踏まえ、地方公共団体には、より簡素で効率的・効果的な行政体制を整備・確立することが強く求められており、引き続き地方行革の一層の推進が必要である。 そのため、総務省としては、必要な助言等を行うとともに、新地方行革指針に基づく集中改革プランの公表、改革の推進状況についてのフォローアップを実施し、その結果を公表するなど、地方行革の推進のための取組を積極的に行っていく必要がある。	ア 地方行革の推進 各種会議や通知等において、簡素で効率的な地方行政体制の確立のため、行政改革の一層の推進に努めるよう各地方公共団体に対して要請した。 また、地方公共団体の行政改革の取組状況について、適宜、総務省ホームページ等により紹介し、情報提供を行った。 さらには、地方行革を一層強力に推進するため、平成17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新地方行革指針」という。)を策定し、各地方公共団体に対して通知した。		
									行政改革大綱の策定状況	都道府県	47団体 (100%)			47団体 (100%)	47団体 (100%)
										政令指定都市	12団体 (100%)			12団体 (100%)	13団体 (100%)
										市区町村	3,227団体 (99%)			3,215団体 (99%)	3,106団体 (99%)
									地方行革指針通知後の行政改革大綱の見直し及び住民への公表状況	都道府県	47団体 (100%)			47団体 (100%)	47団体 (100%)
										政令指定都市	12団体 (100%)			12団体 (100%)	13団体 (100%)
			市区町村	2,119団体 (66%)	2,115団体 (66%)	2,214団体 (71%)									
			②地方公営企業における中長期的な経営計画の策定率	P	100%	-	20年度	-	区分			イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進 地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、最少の経費で最大の効果をあげなければならないとされているところである。そのため、定員管理においては、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、外部委託等の活用等、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることが引き続き重要である。また、給与については、その内容と水準において住民の納得と支持が得られるものでなければならず、当該団体の給与水準の状況、地域民間の賃金水準の状況、国の給与水準の状況等を絶えず留意の上当該団体の給与と制度を決定する必要がある。いずれにしても、定員管理及び給与の適正化については、現在の厳しい国・地方を通じた財政状況を踏まえた地方公共団体の対応が求められているところである。			
									地方公営企業における中長期的な経営計画の策定率				12.7%	13.0%	13.4%
③～⑨各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況等												(課題の所在) 【予算について検討(-)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】			
(参考となる指標) ③地方公務員数の推移(職員数)	CM (P)	-	-	-	/	職員数(人)			3,144,323	3,117,004	3,083,597				
						対前年増減数(人)			△ 27,209	△ 27,319	△ 33,407				
						対前年増減率(%)			△ 0.9	△ 0.9	△ 1.1				
(参考となる指標) ④定員適正化計画策定状況(団体数)	CM (P)	-	-	-	/	県			47	47	/				
						政令市			12	13	/				
						市区町村			2,401	2,143	/				
(参考となる指標) ⑤ラスパイレス指数の状況(全地方公共団体平均の推移)	CM (P)	-	-	-	/	区分			平成10年	15年	16年				
						ラスパイレス指数			101.3	100.1	97.9				
(参考となる指標) ⑥給与適正化状況(延べ団体数)	CM (P)	-	-	-	/	区分			14年度	15年度	16年度				
						県			26	39	/				
						政令市			9	9	/				
						市区町村			1,186	992	/				
ウ 地方公営企業の経営改善 地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促した															

政策 番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次							
			⑦定員の公表 (団体数)	CM (P)	2,401団体以上	15年度	16年度	—	定員の公表(団体数)			2,571団体		
			⑧定員適正化計 画公表(団体 数)	CM (P)	998団体以上	15年度	16年度		定員適正化計画公表(団体数)			1,026団体		
			⑨給与の公表 (団体数)	CM (P)	2,850団体以上	15年度	16年度		給与の公表(団体数)			2,826団体		

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度			
政策3	政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	C	①各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	P	数値化等の割合の向上	15年度	毎年度	—	区分	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○各府省が行う政策評価の質の更なる向上</p> <p>○政策評価と予算・決算との連携の強化</p> <p>○規制など新分野における評価の実施</p> <p>○評価に関する情報の公表内容の更なる充実や国民の認識の促進</p> <p>○統一性・総合性確保評価の質の一層の向上</p> <p>○各府省における個別の評価の水準を向上させる見地からの、審査及び認定関連活動の一層の推進</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】</p> <p>【制度改正について検討(◎)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>ア 政策評価制度の推進</p> <p>各府省における政策評価の実施状況(政府全体で約1万件の実施件数(16年度実績))、各府省の政策評価結果の予算要求等政策への反映(約1,500件の政策評価結果が予算要求に反映)が進められており、政策評価は、各府省のマネジメントサイクルの中で定着。</p> <p>イ 評価専担組織としての政策評価の実施</p> <p>(ア) 統一性・総合性確保評価の実施</p> <p>平成16年度の「行政評価等プログラム」に基づき、検査検定制度に関する政策評価(統一性確保評価)等6件の政策評価を実施。</p> <p>(イ) 政策評価結果に基づく必要な意見を付した評価書の送付及び公表</p> <p>評価法第16条第2項に基づき、「経済協力(政府開発援助)に関する政策評価」(16年4月2日公表)等5件について、意見を付した評価書を関係府省に送付するとともに公表。</p> <p>(ウ) 評価の結果の政策への反映状況</p> <p>平成15・16年度に評価結果を取りまとめた「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」等5件について、関係省が講じた政策への反映状況を把握。</p> <p>(エ) 客観性担保評価の実施</p> <p>・評価専担組織としての総務省は、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の評価活動に取り組みこととされており、実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等に関する審査及び改めて政策評価を行うこと等が必要ではないかとの観点から各行政機関に事実関係や考え方の照会等を行う活動(認定関連活動)を実施。</p> <p>・審査において、評価として備えるべき水準の点検を行うことにより、各府省の政策評価のレベルアップを目指して以下のとおり課題を指摘。</p>
									実績評価方式における目標の数値化等の割合	34%	50%	55%		
									評価結果の政策への反映割合	100%	100%	100%		
									分母：事後評価実施件数 分子：政策への反映状況	18%	11%	19%		
									分母：事後評価実施件数 分子：政策への反映状況	(450/2,436)	(457/4,325)	(513/2,748)		
			②各府省における評価結果の予算要求等政策への反映・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	CM	—	—	—		政策の改善・見直しが行われた割合	18%	11%	19%		
			③総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	CI	評価結果の関係府省における政策への反映	—	毎年度	—	関係府省において、閣議決定等により策定されている基本的な方針や計画の見直し、業務の改善・見直し、関係機関の連携協力の推進等が図られているところであり、評価結果の関係府省における政策への反映が行われている。					

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次							
			④国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況 ・「政策評価の総合窓口」へのアクセス件数	P	6万件	—	毎年度	—	「政策評価の総合窓口」へのアクセス件数 53,038件 52,980件 63,682件					【指摘した主な課題】 ・実績評価について、目標の達成水準の数値化等による特定 ・事務事業レベルの評価について、事後評価又は事後的な検証の充実 ・研究開発の評価について、外部評価の実施と数量的指標の活用 ・個々の公共事業の評価について、手法の充実と外部からの検証可能性の推進 ・個々の政府開発援助の評価について、事後評価の枠組みや手順の明確化 等
			⑤政策評価制度に関する見直し ・17年4月の評価法施行3年経過を受け、政策評価の制度や運用の見直しに向けた対応状況 *来年度の実績評価のために指標として設定したものであるが、本政策の目標の達成状況を明らかにする上で有効なため評価の参考とした。	C I	—	—	—	政策評価制度に関する見直しについては、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会が16年12月に公表した「政策評価制度に関する見直しの論点整理」において、平成17年4月以後の政策評価の制度や運用の見直しに向け、更に検討を深めるべきと考えられる論点が明らかになった。これを受け、見直しに向けて対応方策の検討を進めた。						

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)				
						基準年次	達成年次		区分			11年度			12年度	13年度		
政策4	行政評価・監視の 実施及び行政相談制 度の推進による行政 制度・運営の改善	C	①前年度に実施し た行政評価・監視 に係る勧告等に基づ く関係府省の行政 運営の見直し・改 善事項数の割合 及び具体的な見直 し・改善事例	CM (P)	90%	-	毎年度	-	区分			11年度	12年度	13年度	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上 がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策 の有効性・効率性等に課題があ り、取組の改善・新たな対策の 検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○国民の安全・安心の確保、構 造改革の推進等政府の重要行政 課題の解決の促進、簡素で効率 的な行政の確保等の行政運営を めぐる課題をテーマとした重点 的かつ計画的な行政評価・監視 の実施</p> <p>国民の関心の高いテーマや早 急に改善を要するテーマについ ての機動的な行政評価・監視の 実施</p> <p>○国・地方を通じた総合的な相 談窓口の開設など、地域におけ る相談窓口体制の整備・拡充</p> <p>○国や地方公共団体が行う相談 業務、総合法律支援に関する業 務等関係機関が行う各種相談業 務との連携強化</p> <p>○定例・巡回相談所、行政相談 懇談会等の開催や合併市町村に おける活動環境の整備等に対す る支援による行政相談委員活動 の一層の活性化</p> <p>○電子政府構築計画に基づく、 「行政の簡素化・合理化」と 「質の高い行政サービスの提 供」の実現を目指した、苦情・ 相談対応業務の業務・システム の最適化計画の策定</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討 (-)】 【情報提供外(業務改善等)に ついて検討(◎)】</p>	<p>ア 行政評価・監視</p> <p>行政内部にありながらも各 府省とは異なる立場の総務省 (行政評価局)が、主に合規 性、適正性、効率性(能率 性)等の観点から各府省の業 務の実施状況等を調査し、そ の結果に基づき、各府省に対 して勧告等を行うことによ り、行政制度・運営の改善を 図る。</p> <p>イ 行政相談</p> <p>国の行政に関する苦情の適 切な解決の促進を図るため、 関係機関に必要なあつせんを 行い、特に、制度改正等を必 要とする問題に関しては、民 間有識者で構成される行政苦 情救済推進会議に付議し、そ の意見を踏まえて、行政制 度・運営の改善を図る。</p>		
									回答(%)	83.0	72.5	80.6	14年度	15年度			16年度	回答(%)
									行政評価・監視名			主な改善実績						
									○根拠法のない共済に関する調査			○根拠法のない共済を規制する内容を 含む保険業法等の一部を改正する法律 案を17年3月11日に国会提出(17年5 月2日公布)						
									○許認可等申請手続の簡素合理化に関 する行政評価・監視			○平成16年9月17日に健康保険法施行 規則等の一部改正省令を公布、施行 し、事業主の記名押印について署名 (自筆)でも可とした。 ○障害者雇用状況に係る申請・届出等 の電子化に併せ、障害者雇用状況報告 を平成16年度から廃止。						
									○私立学校の振興に関する行政評価・ 監視 一高等教育機関を中心として一			○財務書類の公開の義務化に関する内 容を含む私立学校法の一部を改正する 法律案を国会提出(16年5月12日公 布)。						
									○防衛施設の建設・管理等に関する行 政評価・監視			○同一都道府県内に近接設置している 防衛施設事務所等について、3箇所の 防衛施設事務所及び出張所を平成17年 3月に廃止。						
			②苦情あつせん案 件の解決率及び改 善状況	CM (P)	90%	-	毎年度	-	区分			11年度	12年度	13年度	<p>(課 題の 所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討 (-)】 【情報提供外(業務改善等)に ついて検討(◎)】</p>			
苦情あつせん案件の解決率(%)									87.1 (1,919件/ 2,202件)	92.3 (1,671件/ 1,811件)	94.4 (1,331件/ 1,410件)	14年度	15年度	16年度				
												95.7 (1,325件/ 1,385件)	93.5 (1,104件/ 1,181件)	95.1 (969件/ 1,019件)				
									<p>苦情事案については、その事案の内容に応じた関係機関への通知、あつせん などにより、1,019件中969件(95.1%)について必要な解決が図られてい る。</p> <p>この解決のプロセスの中で、制度改正等を必要とする問題については、民 間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、その意見を踏まえた あつせんにより、行政運営の改善が図られており、その例を示せば下記のと おり。</p> <p>(事例1) 国立大学付属病院への診療費の支払方法の多様化 (事例2) 住宅防音事業で取付けた空調機器(クーラー)の取替工事の迅速</p>									

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)									
						基準年次	達成年次													
政策5	行政の透明性の向上と信頼性の確保	C	①行政機関情報公開法等の施行状況	P	—	—	—	<p>・行政機関情報公開法及び独法情報公開法について、施行状況調査を実施し、公表（16年9月） なお、当該調査では、例年の調査項目に加え、特別調査として、開示請求から開示決定等までの期間、不服申立てから審査会への諮問までの期間、これらに長期を要している場合の理由等につき調査を実施し公表</p> <p>・行政機関情報公開法及び独法情報公開法の附則において定められている見直し作業の一環として情報公開法の制度運営に関する検討会を開催（16年4月から17年3月まで）し、報告を取りまとめ公表（17年3月）</p> <p>・昭63個人情報保護法について、同法の施行状況調査を実施し公表（17年1月）</p>	<p>（評価の結果） 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。 （今後の課題） ○情報公開法の制度運営について、「情報公開法の制度運営に関する検討会」の報告を受けて、政令の改正、運営の見直し・徹底、情報提供の充実等必要な改善措置等を講じることであり、より良い制度として発展させるよう取り組む必要がある。</p> <p>○情報公開法の制度運営について、「情報公開法の制度運営に関する検討会」の報告を受けて、政令の改正、運営の見直し・徹底、情報提供の充実等必要な改善措置等を講じることであり、より良い制度として発展させるよう取り組む必要がある。</p> <p>この目標達成に向けて、本政策の推進のための予算措置及び体制の充実が課題である。</p> <p>○行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法の適正かつ円滑な施行を確保する必要がある。</p> <p>この目標達成に向けて、本政策の推進のための予算措置の充実が課題である。</p> <p>○国会（第162国会）で成立した行政手続法の一部を改正する法律の規定を踏まえ、地方公共団体に対し助言等を行うべく必要がある。</p> <p>（課題の所在） 【予算について検討（◎）】 【制度改正について検討（◎）】 【情報提供外（業務改善等）について検討（◎）】</p>	<p>ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用 （ア）国の行政機関等における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を調査し公表することにより、これら両制度の適正かつ円滑な運用を確保した。 （イ）行政機関情報公開法及び独法情報公開法の附則において、行政機関情報公開法の施行後4年を目途として、両法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催し、情報公開法の制度運営の全般について検討を行った。この検討の結果として、事案処理の迅速化、手数料の見直し等、今後改善が必要な事項を整理し公表した。 （ウ）行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法の平成17年4月1日からの適正かつ円滑な施行に向けた準備として以下の取組を実施した。 a 行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針の策定、発出（16年9月行政管理局長通知） b それぞれの法律の施行に当たって留意すべき点等を取りまとめ、その徹底を求める通知の発出（17年3月行政管理局長通知） c それぞれの法律等について逐条的に解説した文書の作成、配布、公表（16年9月） d 行政機関等の実務の参考に供するため、開示請求等の事務処理の手引きを作成、配布（17年2月） e それぞれの法律等について職員に対する説明：計118回実施（17年3月末現在） f それぞれの法律等の内容を分かりやすく解説したパンフレット及びポスターの作成、配布（17年3月）</p>										
											②地方公共団体の行政手続条例等制定率	CM (P)	100%	—	18年度	<p>（考え方※） ②、③共通：地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上には、情報公開条例（要綱含む）に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体制定することを目標とする。 （根拠） ②、③：—</p>	区分	14年3月	15年3月	16年3月
																	都道府県	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)
																	政令指定都市	12団体 (100.0%)	12団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)
																	市区町村	3,205団体 (99.1%)	3,203団体 (99.4%)	3,126団体 (99.5%)
																	※団体数			
			都道府県	47団体	47団体	47団体														
			政令指定都市	12団体	12団体	13団体														
			市区町村	3,234団体	3,223団体	3,142団体														
			③地方公共団体の情報公開条例（要綱）の制定率	CM (P)	100%	—	18年度	<p>（考え方※） ②、③共通：地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上には、情報公開条例（要綱含む）に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体制定することを目標とする。 （根拠） ②、③：—</p>	区分	14年4月	15年4月	16年4月								
									都道府県	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)								
									政令指定都市	12団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)								
市区町村	2,610団体 (80.8%)	2,877団体 (89.9%)							2,890団体 (92.9%)											
※団体数																				
都道府県	47団体	47団体							47団体											
政令指定都市	12団体	13団体	13団体																	
市区町村	3,229団体	3,200団体	3,110団体																	

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)		
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度				
政策6	国家公務員の適正な人事管理の推進	C	(参考となる指標) ①人事管理運営方針のフォローアップ結果	P	—	—	—	/	区分	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題) ○職員の能力開発・啓発 各種啓発事業の内容の充実を図るほか、官民両方の参加を得て行う事業については、参加しやすい実施時期等を考慮し調整の必要がある。</p> <p>○人事交流による幅広い人材の確保の推進 官民交流の積極的推進、円滑な交流のための運用の見直し等の取組や拡充に向けた協議を進めるとともに、民間企業等を対象に官民の人事交流に関する意見、要望、課題等を調査し、人材交流の促進に資するための方策について検討を進める。</p> <p>○退職後の生活設計等に対する支援の拡充 職員のライフスタイルの多様化等を踏まえて、退職後生活をも視野に入れた職員の生活設計を支援する退職準備プログラム等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、施策の内容の充実を図る。</p> <p>○再就職の公正性・透明性の確保 引き続き、人材バンクの本格導入に向けて、試行人材バンクの着実な運用と必要に応じた機能等の見直しを図るとともに、積極的な周知活動や求人開拓を行うことが重要。</p> <p>○健康管理・安全管理施策の推進 各府省の担当者及びカウンセラーに対する講習会等について、実施内容の充実や実施時期の工夫が必要である。</p>	<p>ア 公務における多様な人材の確保と活用 職員の能力開発・啓発及び人事交流による幅広い人材の確保に係る以下の事業を実施した。 ・職員の能力開発・啓発については、内閣重要政策研修、官民幹部合同セミナー等を実施するとともに、事業実施後においては、参加者に対するアンケート調査を実施した。 ・人事交流については、各府省に対し民間との交流、地方との交流の実施状況を調査した。 ・人材情報データベースについては、各府省から提出された資料を基に、人事異動及び退職等によるデータの追加、更新及び削除を随時実施した。</p> <p>イ 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化 高齢者雇用の推進、退職後の生活設計等に対する支援の充実、再就職の公正性・透明性の確保に係る以下の事業を実施した。 ・人事管理運営協議会の下に設置された国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施し、各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。 ・「退職準備プログラム検討委員会報告」（昭和58年8月31日）及び「生涯生活設計プログラムの考え方について」（平成4年4月）を踏まえ、そのプログラムの普及・啓発のため、各府省の担当者に対して、退職準備・生涯生活設計プログラム講習会を4回、高齢期にある職員に対してニューライフサイクルを考えるセミナーを2回開催し、各府省においても、これら講習会等を踏まえ、退職準備プログラム、生涯生活設計プログラムが実施された。</p>	
			(参考となる指標) ②各種人事交流の実施状況	P	—	—	—		民間から国への職員の受入数(人)	502	548	680			
										国から地方公共団体への出向者(人)	1,612	1,662			1,661
										地方公共団体から国への出向者(人)	1,642	1,638			1,692
			(参考となる指標) ③国家公務員高齢者雇用促進に関する方針の推進状況	P	—	—	—	国家公務員高齢者雇用促進に関する方針の推進状況	同右	同右	同右				

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次						
			(参考となる指標) ④退職準備プログラム等の導入状況	P	—	—	—		担当者講習会の中央での開催状況	1回	1回	1回	<p>(課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p> <p>・各府省の課長・企画官相当職以上の退職者の再就職状況及び独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表を行った。 ・試行人材バンク(「公務員制度改革の基本方向に関する答申(平成11年3月公務員制度調査会)」及び「中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定)」)に基づき、公務員の人材情報と企業等からの求人情報とを照合し、両者の調整等を通じて再就職を支援する人材バンクを導入することとし、平成12年度から試行人材バンクとして運営を開始)については、人材バンクの本格導入に向けて、試行人材バンクの運用上の課題について検討を行い、人材情報データの整備の迅速性等を確保するため各府省担当者に対して、資料の早期提出を促したほか、ベンチャー企業等への積極的な周知活動を行うなど、必要な改善に取り組んだ。 ・早期退職慣行の是正については、平成14年の閣僚懇談会申合せ及び「今後の行政改革の方針(平成16年12月24日閣議決定)」に沿って、各府省のI種幹部職員の勧奨退職年齢を平成15年度から5年間で段階的に引き上げ、20年度には、原則として3歳以上高くすることを目標に、政府一体となって、勧奨退職年齢の段階的・計画的な引き上げに取り組んだ。</p> <p>ウ 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進 各府省の担当者に対する健康管理、安全管理に対する講習会等をそれぞれ、中央で年1回、各府省のカウンセラーに対する講習会を、全国5か所にて各1回開催した。</p>
								担当者講習会の地方での開催状況	3回	3回	3回		
								高齢期にある職員に対するセミナーの開催状況	2回	2回	2回		
								退職準備プログラムの実施状況	全府省	全府省	全府省		
								生涯生活設計プログラムの実施状況	12府省	10府省	11府省		
			(参考となる指標) ⑤健康管理・安全管理施策の実施状況	P	—	—	—	各府省の担当者に対する健康管理の講習会の実施状況	中央で1回	中央で1回	中央で1回		
								各府省の担当者に対する安全管理の講習会の実施状況	中央で1回	中央で1回	中央で1回		
								各府省のカウンセラーに対する講習会の実施状況	全国4か所にて各1回開催	全国5か所にて各1回開催	全国5か所にて各1回開催		

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)						
						基準年次	達成年次										
政策7	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等	C	(参考となる指標) ①地方制度状況 (検討状況含む)	P	-	-	-	第27次地方制度調査会の答申、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針を踏まえ、住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設、都道府県の自主的合併手続等の整備、条例による事務処理の特例の拡充、収入役制度の改正、議会の定例会の招集回数等の自由化、財務会計制度の改正を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が平成16年5月19日に成立し、同年11月10日に施行(一部平成17年4月1日施行)された。	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○分権型社会に対応した地方制度や地方財務会計制度のあり方の検討</p> <p>○総務大臣による基本指針の策定、合併新法下における合併支援策の検討が必要</p> <p>○市町村合併支援プラン等に基づく、新しいまちづくりの着実な支援が必要</p> <p>○国会(第162国会)に提出された行政手続法の一部を改正する法律案の規定を踏まえ、地方公共団体に対し助言等を行う必要がある。(再掲)</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】</p> <p>【制度改正について検討(◎)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方検討</p> <p>27次地方制度調査会の答申(平成15年11月13日)、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針(平成15年9月12日決定)の具体化を図るため、地方自治法を改正する。</p> <p>イ 市町村合併の推進</p> <p>基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、総務省としては、与党の目標である「合併後の自治体数を1000とする」という目標を踏まえ、自主的な合併を強力に推進する。</p> <p>ウ 地方行革の推進(再掲)</p> <p>各種会議や通知等において、簡素で効率的な地方行政体制の確立のため、行政改革の一層の推進に努めるよう各地方公共団体に対して要請した。</p> <p>また、地方公共団体の行政改革の取組状況について、適宜、総務省ホームページ等により紹介し、情報提供を行った。</p> <p>さらには、地方行革を一層強力に推進するため、平成17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、各地方公共団体に対して通知した。</p> <p>エ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上(再掲)</p> <p>地方公共団体の行政手続条例及び情報公開条例の制定状況を調査し公表するとともに、各種会議や通知等により地方公共団体に対する必要な助言及び情報提供を行うことにより、これらの両条例の制定を促進する。</p>							
											(参考となる指標) ②市町村合併の状況	P	-	-	-	合併後の市町村数(平成17年3月31日現在)	2,521
											合併協議会の設置数(平成17年3月31日現在)	521 (この外、既に合併した市町村数が231)					
											区分	平成16年3月31日現在	平成17年3月31日現在	平成18年3月31日現在 (申請済みベース)			
											人口規模別の市町村数(上段:市町村数、下段:全市町村数に占める割合)	1千人未満	46 (1.5)	28 (1.1)	22 (1.2)		
												1千人以上5千人未満	638 (20.4)	401 (15.9)	196 (10.8)		
												5千人以上1万人未満	800 (25.5)	549 (21.8)	271 (14.9)		
												1万人以上2万人未満	667 (21.3)	539 (21.4)	332 (18.2)		
												2万人以上3万人未満	255 (8.1)	239 (9.5)	196 (10.8)		
												3万人以上4万人未満	170 (5.4)	164 (6.5)	157 (8.6)		
												4万人以上5万人未満	103 (3.3)	112 (4.4)	106 (5.8)		
												5万人以上10万人未満	226 (7.2)	248 (9.8)	280 (15.4)		
												10万人以上20万人未満	122 (3.9)	133 (5.3)	149 (8.2)		
												20万人以上30万人未満	40 (1.3)	39 (1.5)	39 (2.1)		
30万人以上50万人未満	40 (1.3)	44 (1.7)	48 (2.6)														
50万人以上100万人未満	12 (0.4)	13 (0.5)	14 (0.8)														
100万人以上	13 (0.4)	12 (0.5)	12 (0.7)														
合計	3,132 (100.0)	2,521 (100.0)	1,822 (100.0)														
区分	14年3月	15年3月	16年3月														
都道府県	47団体 (100%)	47団体 (100%)	47団体 (100%)														
政令指定都市	12団体 (100%)	12団体 (100%)	13団体 (100%)														
市区町村	3,227団体 (99.8%)	3,215団体 (99.8%)	3,106団体 (98.9%)														
(参考となる指標) ③地方公共団体の行政改革大綱策定率(再掲)	P	-	-	-													

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		14年4月	15年4月	16年4月			
			(参考となる指標) ④地方公共団体の 情報公開条例(要 綱)の制定率(再 掲)	CM (P)	—	—	—	/	区分	14年4月	15年4月	16年4月		
									都道府県	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)		
									政令指定都市	12団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)		
									市区町村	2,610団体 (80.8%)	2,877団体 (89.9%)	2,890団体 (92.9%)		
			(参考となる指標) ⑤地方公共団体の 行政手続条例等制 定率(再掲)	CM (P)	—	—	—		区分	14年3月	15年3月	16年3月		
									都道府県	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)	47団体 (100.0%)		
									政令指定都市	12団体 (100.0%)	12団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)		
									市区町村	3,205団体 (99.1%)	3,203団体 (99.4%)	3,126団体 (99.5%)		

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)																
						基準年次	達成年次																				
政策8	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進	C	(参考となる指標) ①地方公務員制度の改革	P	—	—	—	<p>・公務員制度改革大綱を踏まえた地方公務員法の改正については、法案提出に至っていないが、今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）において、地方公務員の人事制度については、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組の支援を行うこととされた。</p> <p>・地方公務員等共済組合法の一部を改正する法案について、平成16年3月9日に第159回通常国会に提出し、平成16年6月14日に成立した。</p>	<p>（評価の結果） 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>（今後の課題） ○能力・実績重視の人事制度の確立、任用・勤務形態の多様化の取組の支援 ○公務員共済年金の財政単位の一元化を着実に推進 ○厳しい行財政状況の中で、団塊の世代の大量退職、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進を踏まえ、定員のなお一層の抑制（純減）が必要 ○一部の団体において未だ給与制度・運用に問題がある事例が見受けられることから、給与の適正化の一層の推進が必要 ○定員・給与の情報について、住民にとってよりわかりやすいものにするための取組が必要 ○地域の民間給与の状況をより的確に反映するための施策を図ることが必要 ○引き続き人材育成基本方針未策定団体に対する策定への助言など、各地方公共団体における人材育成が向上するよう支援することが必要</p>	<p>ア 地方公務員制度の確立 （ア）地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、公務員制度改革大綱を踏まえた地方公務員法等の所要の改正を行う。 （イ）地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位の一元化を図るため、地方公務員等共済組合法の改正を行う。</p> <p>イ 定員管理及び給与の適正化 地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、最少の経費で最大の効果をあげなければならないとされているところである。そのため、定員管理においては、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、外部委託等の活用等、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることが引き続き重要である。また、給与については、その内容と水準において住民の納得と支持が得られるものでなければならず、当該団体の給与水準の状況、地域民間の賃金水準の状況、国の給与水準の状況等を絶えず留意の上当該団体の給与制度を決定する必要がある。いずれにしても、定員管理及び給与の適正化については、現在の厳しい国・地方を通じた行財政状況を踏まえた地方公共団体の対応が求められているところである。</p> <p>ウ 地方行政を担う人材の育成・確保 地方公共団体が地方分権の推進に対応してその役割を的確に果たし、地域の実情に応じた行政を積極的に展開するため、地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるよう、必要な人事・組織体制を整備するとともに、能力を有した意欲ある人材の育成・確保のための取組を促進。</p>																	
			②～⑧定員管理及び給与の適正化	CM (P)	—	—	—				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数(人)</td> <td>3,144,323</td> <td>3,117,004</td> <td>3,083,597</td> </tr> <tr> <td>対前年増減数(人)</td> <td>-27,209</td> <td>-27,319</td> <td>-33,407</td> </tr> <tr> <td>対前年増減率(%)</td> <td>-0.9</td> <td>-0.9</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年度	15年度	16年度	職員数(人)	3,144,323	3,117,004	3,083,597	対前年増減数(人)	-27,209	-27,319	-33,407	対前年増減率(%)	-0.9	-0.9	-1.1
			区分	14年度	15年度	16年度																					
			職員数(人)	3,144,323	3,117,004	3,083,597																					
			対前年増減数(人)	-27,209	-27,319	-33,407																					
			対前年増減率(%)	-0.9	-0.9	-1.1																					
			③定員適正化計画策定状況(団体数)	CM (P)	—	—	—				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>47</td> <td>47</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>12</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,401</td> <td>2,143</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年度	15年度	16年度	県	47	47		政令市	12	13		市区町村	2,401	2,143	
			区分	14年度	15年度	16年度																					
			県	47	47																						
			政令市	12	13																						
			市区町村	2,401	2,143																						
			④ラスパイレス指数の状況(全地方公共団体平均の推移)	CM (P)	—	—	—				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成10年</th> <th>15年</th> <th>16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラスパイレス指数</td> <td>101.3</td> <td>100.1</td> <td>97.9</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成10年	15年	16年	ラスパイレス指数	101.3	100.1	97.9								
			区分	平成10年	15年	16年																					
			ラスパイレス指数	101.3	100.1	97.9																					
⑤給与適正化状況(延べ団体数)	CM (P)	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>26</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,186</td> <td>992</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年度	15年度	16年度	県	26	39		政令市	9	9		市区町村	1,186	992							
区分	14年度	15年度	16年度																								
県	26	39																									
政令市	9	9																									
市区町村	1,186	992																									
⑥定員の公表	CM (P)	2,401団体以上	15年度	16年度	定員の公表(団体数)			2,571団体																			
⑦定員適正化計画公表	CM (P)	998団体以上	15年度	16年度	定員適正化計画公表(団体数)			1,026団体																			
⑧給与の公表	CM (P)	2,850団体以上	15年度	16年度	給与の公表(団体数)			2,826団体																			
⑨人材の育成・確保	CM (P)	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定済</td> <td>43 (91.5)</td> <td>10 (76.9)</td> <td>1,049 (34.7)</td> <td>1,102 (34.8)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>4 (8.5)</td> <td>3 (23.1)</td> <td>2,061 (66.3)</td> <td>2,068 (65.2)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47 (100.0)</td> <td>13 (100.0)</td> <td>3,110 (100.0)</td> <td>3,170 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計	策定済	43 (91.5)	10 (76.9)	1,049 (34.7)	1,102 (34.8)	未策定	4 (8.5)	3 (23.1)	2,061 (66.3)	2,068 (65.2)	合計	47 (100.0)	13 (100.0)	3,110 (100.0)	3,170 (100.0)	<p>（課題の所在） 【予算について検討（一）】 【制度改正について検討（◎）】 【情報提供外（業務改善等）について検討（◎）】</p>	
区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計																							
策定済	43 (91.5)	10 (76.9)	1,049 (34.7)	1,102 (34.8)																							
未策定	4 (8.5)	3 (23.1)	2,061 (66.3)	2,068 (65.2)																							
合計	47 (100.0)	13 (100.0)	3,110 (100.0)	3,170 (100.0)																							
⑩人材育成等アドバイザーの派遣状況	CM (P)	11回	—	16年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>派遣団体数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年度	15年度	16年度	派遣回数	11	11	10	派遣団体数	11	11	9										
区分	14年度	15年度	16年度																								
派遣回数	11	11	10																								
派遣団体数	11	11	9																								
※台風襲来による職員応援のため開催が中止となった団体あり。（1回1団体）																											

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)													
						基準年次	達成年次																	
政策10	分権型社会を担う 地方税制度の構築	C	(参考となる指標) ①国・地方の財源 配分	CM (P)	—	—	—	/	(略)	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小し、地方税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改革の実施</p> <p>○3兆円規模の税源移譲に向けた、所要の制度改革等の検討および実施</p> <p>○地方税の徴収対策の充実</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(一)】</p> <p>【制度改革について検討(◎)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>平成17年度税制の概要</p> <p>税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の改正を行い、地方税制度の構築に努めた。</p> <p>ア 税源移譲</p> <p>平成17年度においては、所得譲与税により、1兆1159億円の税源移譲を実施。</p> <p>三位一体の改革の全体像(政府・与党合意)、平成17年度与党税制改正大綱等に基づき、平成18年度改正において、基幹税である所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施する。</p> <p>イ 定率減税の見直し</p> <p>個人住民税所得割の定率減税を縮減。(15% → 7.5%)</p> <p>※所得税は平成18年1月から、個人住民税は平成18年6月徴収分から実施</p> <p>ウ 法人事業税の分割基準の見直し</p> <p>これまで従業者数のみであん分していた非製造業に係る法人事業税の分割基準に、事務所数による基準を導入など。(課税標準の1/2を従業者数による基準、1/2を事務所数による基準であん分)</p> <p>エ その他の地方税制改正</p> <p>(ア) 個人住民税</p> <p>a 人的非課税の範囲の見直し</p> <p>b 給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し</p> <p>(イ) 不動産取得税</p> <p>中古住宅及びその用地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置の対象を拡大</p> <p>(ウ) 自動車税</p> <p>県域を超える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止</p> <p>(エ) 固定資産税</p> <p>災害に伴う避難指示等が翌年以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後3年度分まで(現行：被災後2年度分まで)は、災害によって住宅が存在しなくなった土地であっても、住宅用地の特例を適用する</p> <p>(オ) 非課税等特別措置の整理合理化 39件(廃止:13件、縮減:26件)</p>													
			(参考となる指標) ②道府県税及び市 町村税の税收構成 比	CM (P)	—	—	—					(略)												
			(参考となる指標) ③歳入総額に占める 地方税の割合の 推移	CM (P)	—	—	—						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方歳入総額(兆円)</td> <td>100.0</td> <td>97.2</td> <td>94.9</td> </tr> <tr> <td>地方税収入の占める割合(%)</td> <td>35.5</td> <td>34.4</td> <td>34.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	13年度	14年度	15年度	地方歳入総額(兆円)	100.0	97.2	94.9	地方税収入の占める割合(%)	35.5	34.4
			区分	13年度	14年度	15年度																		
地方歳入総額(兆円)	100.0	97.2	94.9																					
地方税収入の占める割合(%)	35.5	34.4	34.4																					
(参考となる指標) ④地方税収の推移	P	—	—	—	(略)																			
(参考となる指標) ⑤国民負担率の内 訳の国際比較	CM (P)	—	—	—	(略)																			

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)										
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度													
政策11	活力、個性、魅力 にあふれる地域づく り	C	(参考となる指標) ①循環型社会形成 事業、少子・高齢 化対策事業及び地 域資源活用促進事 業の活用団体数	P	—	—	—		区分				<p>(評価の結果) 目標達成に向けて成果が上 がっている 政策の必要性はあるが、現在 の社会経済情勢等を踏まえた取 組の推進やその改善・強化の検 討が必要</p> <p>(今後の課題) ○地域活性化事業債等の地域づ くり支援制度をより活用 ○過疎対策のさらなる推進を図 るため、所定の補助金を確保</p> <p>○地方公共団体における国際交 流・国際協力</p> <p>○「観光立国行動計画」及び 「対日投資促進プログラム」等 を踏まえ、地方公共団体におい ても、これらの国の動きに合わ せた取組が必要。</p> <p>○辺地における道路整備率等 については、全国平均とは差が あるほか、特に合併処理浄化槽等 の下水処理率は低く、引き続き こうした施設整備の取り組みが 必要。</p> <p>○PFIは、従来の事業手法に 比べ、事業者の選定手続き及び 契約等の締結手続きに関連する 問題等事業実施に係る新たな検 討課題が多いことから、PFI 事業の円滑な推進を図るため には、今後もPFI事業推進の ための更なる取組を進めていか なければならない。</p> <p>(課題の所在) 【予算について検討(○)】 【制度改正について検討 (◎)】 【情報提供外(業務改善等)に ついて検討(◎)】</p>	<p>ア 地方公共団体の地域づくり の支援 地域の特性にあった魅力ある 地域づくりを行う地方公共団体 を支援するため、循環型社会形 成事業、少子・高齢化対策事 業、地域資源活用促進事業につ いて財政措置を講じている。 循環型社会形成事業とは、干 潟等の保全や生物多様性の確保 を図る等自然再生・地球温暖化 対策及び森林・農地等の国土保 全対策に対する支援措置であ る。 少子・高齢化対策事業とは、 ユニバーサルデザインによるま ちづくり、保健福祉施設等の整 備に対する支援措置である。 地域資源活用促進事業とは、 地域経済新生事業、科学技術振 興事業、地域を支えるひとつく り事業、地域文化財・歴史的遺 産活用事業に対する支援措置で ある。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策 の推進 JETプログラムは、地方公共 団体(都道府県、政令指定都市 及び市町村)等が外国青年を招 致する事業であり、外国語教育 の充実を図るとともに、地域レ ベルでの国際交流を推進するこ とを目的としている。 来日する参加者は、日本全国 の学校における外国語教育や各 自治体における国際交流活動に 携わることにより、地域の住民 と様々な形で交流を深める。こ のようにして、諸外国との相互 理解を増進するとともに、日本 の国際化の促進に資することが 期待されている。</p>										
									循環型社 会形成事業	(新規分) 都道府県 指定都市	事業数	8			8	5	団体数	4	8	4				
										(新規分) 市町村	事業数	100			107	89	団体数	98	94	74				
										(継続分) 都道府県 指定都市	事業数				6	9	団体数		4	7				
										(継続分) 市町村	事業数				35	58	団体数		33	54				
									少子・高 齢化対策事 業	(新規分) 都道府県 指定都市	事業数	20			30	34	団体数	15	20	19				
										(新規分) 市町村	事業数	73			88	100	団体数	67	80	88				
										(継続分) 都道府県 指定都市	事業数				8	25	団体数		8	18				
										(継続分) 市町村	事業数				29	52	団体数		28	46				
									地域資源 活用促進事 業	(新規分) 都道府県 指定都市	事業数	3			7	6	団体数	3	4	5				
										(新規分) 市町村	事業数	25			37	55	団体数	25	36	53				
										(継続分) 都道府県 指定都市	事業数				2	2	団体数		2	2				
										(継続分) 市町村	事業数				6	19	団体数		6	18				
									(参考となる指標) ②JETプログラムの 招致人数、招致国 数	P	地方公共団 体からの要望 人数の確保	—			毎年度	—	JETプログラム招致人数	6,273	6,226	6,103	JETプログラム招致国数	38	40	41

政策番号	政策 (達成すべき目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次								
			(参考となる指標) ③過疎地域自立促進計画の進捗率	CM (P)	—	—	—	/	都道府県	計画額 (百万円)	1,371,033	1,251,588	1,160,902	ウ 過疎地域の自立促進 過疎対策の手段として、過疎補助事業、難視聴対策事業、移動通信用鉄塔整備事業等を実施している。 過疎補助事業とは、過疎地域における定住促進団地の整備及び交流施設の整備等に関する国庫補助事業である。 難視聴対策事業とは、民放テレビを1波も良好に受信できない地域（難視聴地域）、民放中波ラジオ放送が良好に受信できない地域、及び原因となる建造物の特定が困難なテレビジョン放送の受信障害が発生している地域において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所用経費の一部を国庫から補助する事業である。 移動通信用鉄塔整備事業とは、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する事業である。 エ 辺地に係る財政上の特別措置の実施 辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、昭和37年に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（辺地法）が制定されている。 この辺地法に基づき、辺地住民の生活文化水準の向上のための施設整備を総合的、計画的に推進するとともに、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて辺地対策事業を実施する。 オ 地方公共団体におけるPFI事業の推進 PFIは、従来の事業手法と大きく異なる手法で、現在においても、地方公共団体における事業実施のノウハウの蓄積が不十分であり、地方公共団体がPFI事業に取り組むための環境整備が十分とはいえないことから、国として地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施を図るための施策を展開することにより、活力、個性、魅力にあふれる地域づくりに貢献する。	
			(参考となる指標) ④辺地数の推移	CM (P)	—	—	—		区分	平成15年3月31日現在	平成16年3月31日現在	平成17年3月31日現在			
									市町村	計画額 (百万円)	1,564,992	1,462,809	1,449,915		
										実績額 (百万円)	1,541,632	1,465,199	—		
										進捗率 (%)	67.96	86.45	—		
										進捗率 (%)	61.42	79.76	—		
								辺地数の推移（地域数）	7,243	7,172	6,979				

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)				
						基準年次	達成年次								
政策12	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	C	①申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	P	対17年度2割増加	17年度	18年度	(考え方※) ①、②共通：電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数などの指標の状況により評価するものである。目標値はモデル事業に係る目標に基づくものである。 (根拠) —	国の行政機関が扱う手続(約13,000件)について、平成15年度末までにそのほとんどすべて(96%)のオンライン利用が可能になったところである。平成16年12月の「今後の行政改革の方針」や、平成17年2月の「IT政策パッケージ2005」において、オンライン利用を重点的・計画的に促進するため、年間申請件数の多い手続を、「オンライン利用促進対象手続」として定め、各手続ごとに具体的利用促進と利用率の目標等を定めた行動計画(アクション・プラン)を策定、公表することを決定。	(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要 (今後の課題) ○各府省における行政情報化の推進については、オンライン利用のための行動計画の策定など引き続き行政手続オンライン利用の促進を図るとともに利用者の視点に立ったポータルサイトの整備に取り組んでいく必要がある。併せて各府省が緊密に連携協力し、電子政府に関する広報・普及活動を推進する必要がある。 引き続き、最適化計画の策定を着実に推進するとともに、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針の策定、本指針に沿った最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによる最適化の取組を推進する必要がある。 目標達成に向けて、本施策の推進のための予算措置及び体制の充実が課題。 ○総務省所管行政の情報化の推進については、法改正等に伴い新設された行政手続のオンライン化等、行政の情報化を引き続き推進するとともに、その利用の向上、情報化に対応した業務改革の推進、情報セキュリティ対策の推進等を図っていくことが課題。 必要に応じて予算措置を検討。 ○個人情報保護条例の制定団体数は都道府県では全団体が条例を制定し、市町村では2,521団体が条例を制定しているが、21.2%の団体が未制定であり、全団体が制定する必要がある。	ア 各府省における行政情報化の推進 (ア)国民の利便性・サービスの向上 C10連絡会議幹事会において、平成16年7月、行政情報化の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システムの見直し方針を決定。また、行政情報化の電子的提供に関する基本的考え方(指針)を策定(16年11月12日C10連絡会議決定)。また、平成16年12月の「今後の行政改革の方針」や、平成17年2月の「IT政策パッケージ2005」において、オンライン利用を重点的・計画的に促進するため、年間申請件数の多い手続を「オンライン利用促進対象手続」として定め、各手続ごとに具体的利用促進と利用率の目標等を定めた行動計画(アクション・プラン)を策定、公表することを決定。 (イ)IT化に対応した業務改革 平成17年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する分野として77分野を決定。各府省に共通する「人事・給与等」、「共済」、「物品調達」、「物品管理」、「謝金・諸手当」、「補助金」、「旅費」の7分野及び個別府省システム5分野の最適化計画を策定。(平成17年3月現在)				
			②電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	P	3,000万件	—	18年度					14年度	15年度	16年度	
			③業務・システムの最適化計画の策定率	P	100%	—	17年度					—	—	1%	16%
			④人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	P	全府省等	—	19年度					—	—	—	—
			⑤総務省の行政手続のオンライン利用件数 *来年度の実績評価のための指標として設定したものであるが、本年度の評価に有効なため記載した。	P	—	—	—					—	—	1,378件	4,139件

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次						
			⑥電子申請が可能な地方公共団体の割合	CM (P)	100%	—	17年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan戦略」	19%	23%	30%	○地方公共団体における電子自治体の速やかな構築を促進するため、住民基本台帳カードの普及促進、個人情報保護のシステム的な対策の検討、公的個人認証サービスの利便性・信頼性の向上、セキュリティ対策、国・地方公共団体間の情報交換の円滑化、全体最適を実現する手法であるEIA(エンタープライズアーキテクチャ)を用いた効率的な電子自治体の推進、統合型GISの普及促進、ICTを活用した住民参画の促進、電子申請等の導入のための汎用受付システムの導入促進等の取組が求められている。 (課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】	ウ 地方公共団体の情報化の推進 地域住民に対するサービスを向上し、地方公共団体の事務の効率化を図るとともに地域における情報産業を育成するため、電子申請等を実現するための各種制度及び基盤の整備、住民の信頼性を確保するためのセキュリティ対策及び個人情報保護対策、地方公共団体の情報化を推進するための各種支援等を推進。

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)		
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度				
政策13	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	C	①加入者系光ファイバ網集線点光化率	CM	100%	—	17年度	<p>(考え方) 過疎地域等における高速・超高速ネットワークインフラの整備を推進することは、都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図り、電気通信事業の健全な発展に資するものである。高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を示す「加入者系光ファイバ網集線点光化率」の状況により本施策の進行管理を図る。</p> <p>(根拠※) 高度情報通信ネットワーク社会推進本部決定「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」</p>	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている。 政策の必要性はあるが、課題等もあり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題) ○都市部と過疎地域等の間にデジタル・ディバイドが進展しており、その是正が喫緊の課題となっている。 ○高速・超高速インターネットの普及、高品質・高信頼化に向けた技術開発・実証実験等を民間で行うのはリスクが高い。 ○次世代インターネットプロトコルIPv6の本格普及・実利用の際にはセキュリティ等の課題が残されている。 ○IPv6アドレス国内割当組織数が示すように諸外国が我が国を急速に追い上げてきている状況に鑑み、国際競争力強化という観点から、IPv6対応ネットワークへの投資を促進するための支援措置を、現状に則した形で引き続き講ずる必要がある。 ○諸外国においてもIPv6の本格普及が開始されつつあることから、世界各国との連携が一層重要となっている。 ○世界的なIT革命が進展する中で、我が国の電気通信事業分野においても、急速に市場構造の変化が生じており、このような状況を踏まえて、平成16年4月の改正電気通信事業法では、第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者の事業区分を撤廃するなど、大幅な規制緩和を図った。 この規制緩和後の新たな枠組みにおいては、国は、電気通信分野における市場の競争状況を定期的に把握し、適切な分析・評価を行い、必要に応じて市場メカニズムを補完する適切な方策を講じていくことが求められている。 ○事業者間の競争の一層の進展に伴い、電気通信市場構造が大きく変化してきていることから、電気通信サービスの料金・接続料等に関する状況を適切に把握・検討し、制度を含め今後の政策に適正に反映していくとともに、国民が電気通信サービスを適切に選択できるようにするため、継続して情報を提供していく必要がある。</p>	72%	80%	84%
			②IPv6対応サービス提供事業者数 (商用サービス提供分のみ)	CM	—	—	—		5事業者	7事業者	14事業者				
			③電気通信事業の市場規模	CM	—	—	—		162,195億円	161,403億円	—				
			④電気通信事業者数の推移	CM	—	—	—		11,318事業者	12,518事業者	13,090事業者				

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次				
			⑤電気通信サービスの料金の低廉化の状況	CM	—	—	—		<p>①市外電話（東京—大阪） NTT 400円（S58.7.21～）→▲80～96% →TTNet（現フュージョン）（H13.3.1～） NTT—C、KDDI、JT 80円（H13.3.1～） フュージョン 20円（H13.4.1～） メディア 20円（H14.1～）、C&W IDC（現JT） 18円（H14.4.21～） 平成電電 18円（H15.7.15～）</p> <p>②携帯電話（800MHzデジタル方式） ・基本料 NTT17,000円（H5.3.25～）→▲75% →Jフォン（現ポータフォン）4,300円（H11.6.1～） ・通話料（携帯→固定、県内）NTTドコモ260円（H5.3.25～）→▲73% →NTTドコモ中央ほか8社70円（H12.12.1～）</p>	<p>○ブロードバンド化等の進展によりインターネット環境が急速に変化しており、電気通信市場の動向把握・分析のほか、技術的・制度的環境整備を推進するための調査・検討等が不可欠である。</p> <p>○IP電話は、ブロードバンド利用者数の増大等に伴い、急速に普及しつつあるが、今後、無線LAN等のネットワーク形態の多様化やサービス品質の確保等、様々な課題が見込まれている。</p> <p>（課題の所在） 【予算について検討（◎）】 【制度改正について検討（◎）】 【情報提供外（業務改善等）について検討（◎）】</p>	

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度			
政策14	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	C	①アナログ周波数変更対策進捗率	CM	100%	—	19年度	—	14年度 約0.3%	15年度 約28%	16年度 約54%	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○2004年7月、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について情報通信審議会から中間答申を受け、防災、教育等の公共分野における、地上デジタル放送の有効性を検証するための実証実験の実施に向け、関係省庁とも連携しつつ、その具体的内容を検討している。</p> <p>なお、地上デジタル放送の認知については、約8割の人に知られているものの、アナログ停波の時期についてはほとんどの人に正しく認知されていない。2011年のアナログ停波の際に社会的混乱が生じないように、引き続き周知広報活動の実施方法等を改善していくことが必要である。</p> <p>地下街等の対策は携帯電話で進んでおり、テレビ・ラジオの機能が付加された携帯電話が今後普及していくと携帯電話と携帯端末向け放送のサービスエリアの格差が拡大することが懸念される。</p> <p>また、防災上の観点からも、住民への情報提供等の早急の対策が必要である。</p> <p>アナログ周波数変更対策について、17年度においては対策が複雑な地域である瀬戸内及び九州有明地域の対策が本格化する予定であり、また全国各地域において地上デジタル放送が順次開始及び放送エリアが拡大されることから、円滑な推進に向けた所要の対策を確実に実施していくことが必要である。</p>	地上放送のデジタル化の推進は、高画質化、高音質化、データ放送の実施など、国民に最も密着した基幹的な情報通信メディアである地上放送サービスの高度化や、デジタル化された通信とのトータルデジタルネットワークの完成による電子商取引、電子自治体の業務などの新しい社会基盤としての領域の拡大が期待される。	
			②高度法に基づく認定事業者等	P	120社程度	—	16年度	—	65社	119社	127社			衛星デジタル放送の普及は、一つの送信点から一波で全国をカバーし、簡易な受信設備を用いて受信することが可能であることから、広域性・経済性とともに大容量性・高品質性という特徴を有し、平成8年のCS放送及び平成12年のBS放送におけるデジタル放送の開始後、放送サービスの高度化・多様化に先鞭をつけてきた。
			③地上デジタルテレビジョン放送の開局数、世帯カバー数	CM	約1,700万世帯	—	16年度	—	—	22局 約1,200万世帯	34局 約1,800万世帯			ケーブルテレビの普及・高度化は、地上デジタル放送の普及において大きな役割が期待されている地上波の再送信のみならず、BS・CS放送の再送信や自主放送提供等の多チャンネル放送メディアとしての機能、また、通信サービスを提供する通信インフラとしての機能を有し、通信と放送の融合した地域密着型の総合情報通信基盤として期待されている。

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次						
			④BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	CM	—	—	—		392万世帯 345万世帯	539万世帯 364万世帯	830万世帯 418万世帯	○BSアナログ放送終了時期については、明確化はされたものの周知広報は十分でない状況であり、デジタル放送の一層の普及に資するアナログ放送の終了時期の明確化等のデジタル化への円滑な移行のために有効な周知広報のための取組を徹底し、また、必要かつ有効な制度整備を行うことが必要である。また、CSデジタル放送については、電気通信役務利用放送法により外資系企業を含めた新規参入が活発化し、また、プラットフォーム事業者も2社体制となる等、ブロードバンド化の進展やケーブルテレビの普及等に伴い本格的な競争時代に入りつつあり、このような動きを踏まえ、CSデジタル放送を中心とした有料衛星放送市場の健全な発達に資する必要かつ有効な制度整備を行うことが必要である。 ○自主放送の実施による地域に密着した映像情報、双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設の整備を側面から支援するため、継続的な予算措置が必要である。 情報通信審議会の答申を受け、FTTH等によるケーブルテレビネットワークの高度化が円滑に進展するための関係省令の改正が必要である。 ケーブルテレビ事業者に対する各種支援措置の検討を行う必要がある。併せて、ケーブルテレビ事業者が各種支援措置を十分に活用していくことが必要であることから、周知の強化を図ることが必要である。	
			⑤ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況 (注)自主放送を行う許可施設事業者のうち、BSデジタル放送に対応している事業者の割合	CM	ほぼ100%	—	22年度	(考え方※) 国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、「e-Japan重点計画-2003」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされている。 (根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	28.20%	30.10%	42.20%	○自主放送の実施による地域に密着した映像情報、双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設の整備を側面から支援するため、継続的な予算措置が必要である。 情報通信審議会の答申を受け、FTTH等によるケーブルテレビネットワークの高度化が円滑に進展するための関係省令の改正が必要である。 ケーブルテレビ事業者に対する各種支援措置の検討を行う必要がある。併せて、ケーブルテレビ事業者が各種支援措置を十分に活用していくことが必要であることから、周知の強化を図ることが必要である。	
			⑥難視聴解消世帯数	CM	1,000世帯	—	16年度 (単年度)	—	1,714世帯	1,857世帯	623世帯	(課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】	

政策 番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度		
政策15	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進	C	①地域公共ネットワークの全国整備率	CM (P)	全自治体に普及	—	17年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	34.80%	55.40%	63.40%	<p>(評価の結果)</p> <p>目標の達成に向けて成果が上がっている</p> <p>政策の必要性、施策の有効性・効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○地域公共ネットワーク整備ニーズの増加に対応するため、また、ICTを活用した地域課題解決に向けた自主的な取組を支援するため、所要の予算を確保。沖縄振興についても、引き続き支援を実施。</p> <p>○企業における情報通信関連分野の専門的人材は依然として不足しており、引き続き情報通信人材研修支援事業を実施するとともに、新たに高度情報通信人材育成プログラムに関する開発・調査を実施。</p> <p>○情報通信分野における情報セキュリティ対策として、国民に向けた周知啓発や消費者支援対策などの支援、電気通信事業者間における情報伝達体制の整備、諸外国政府との連携に向けた体制確保等を実施。</p> <p>○コンテンツの制作・保存・流通の促進に必要な基盤整備を行うとともに、著作権クリアランスの仕組みの開発・実証等において平成16年度までに得られた実証実験の成果の普及・開発及び実ビジネスへの導入に向けた課題の整理や諸外国との連携の強化等を促進することにより、適正なコンテンツ流通市場の形成等に向けた環境整備を推進。</p> <p>○電子署名及び認証業務の意義及び利用方法について、認知度を一層向上するとともに、進展の著しい電子署名及び認証業務に関する技術動向に対応するための取組を実施。</p> <p>○情報通信分野の技術革新、国民の多様なニーズの変化に対応するため、情報通信ニュービジネスの支援を継続して実施。</p> <p>○ICT利活用の機会に格差が生じないように、障害者等を含め誰もがICTを利用できる情報バリアフリー環境の整備を進めていくことが必要であり、継続して支援を実施。</p> <p>(課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)に</p>	<p>ア 地域の情報化の推進等</p> <p>地域の情報化基盤となる「地域公共ネットワーク」について、全国普及を目標として整備支援を行っている。また、沖縄においては、「沖縄国際情報特区構想」により、社会・経済のICT化を促進している。</p> <p>イ コンテンツの流通促進</p> <p>ブロードバンド・コンテンツの制作・流通を促進し、インフラ整備とコンテンツ充実の好循環を創出することにより、ブロードバンド・ネットワークの利活用を促進</p> <p>ウ 電子商取引の普及発展</p> <p>国民が安心して電子商取引を行うことができる環境を整備</p>
				P	ネットワークの構築	—	18年度	(考え方及び根拠※) ②～⑤共通：法律「特定電子メール法」第12条等	具体的方向性の確立	非常時情報伝達ネットワーク構築着手	情報伝達ネットワークに関する詳細機能開発		
				P	評価システムの構築	—	16年度	自己評価手法について調査研究	情報セキュリティ評価手法について調査研究	情報セキュリティ評価システムを構築・活用			
				P	ガイドラインの改定	—	16年度	調査研究実施、ガイドライン公表	調査研究実施、ガイドライン内容検証				
				P	ネットワークの構築	—	18年度	所要の技術的条件等を調査検討					
				P	12,000人	—	17年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	10,800人 (13年度～15年度累計)	3,874人			
				P	80%	—	17年度	—	99.0%	95.2%	—		
				CM	100%	—	19年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	28.9% (民放4局5局平均)	38.7% (民放4局5局平均)	—		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次				
政策16	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	C	①超高速インターネット衛星の研究開発等の状況	P	衛星の実用化	—	22年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	平成22年度の衛星の実用化に向けた国際共同実験に資するため、アジア・太平洋地域の動向に関する調査研究及び国際フォーラムを実施。 ・超高速（ギガビット級）衛星通信システムの構築に向けた国際共同研究の調査・第6回アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム（平成16年10月）	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○超高速インターネット衛星の打上げ後の衛星利用促進を見据え、国際フォーラムにおける情報交換等を含む産官の連携を強化していく必要がある。</p> <p>○ITSの構成要素である、要素技術の生産、基幹施設・システムの設置・運営、関連サービス事業の促進</p> <p>○ITSのグローバル化に対応するため、情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施することにより、我が国のITS情報通信技術の国際展開に資する。</p> <p>○我が国の電波利用は、携帯電話などを中心に量・質ともに拡大する一方、電波は深刻な逼迫状況にある。</p> <p>○遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率は平成15年度で到達したが、デジタル無線通信などの、新技術の普及・進展に合わせ、これらの技術等に対応した監視機能に対応する必要がある。</p> <p>○周波数逼迫対策事務については、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映してきているところであるが、今後も無線局数は増加すると考えられる。</p> <p>○電波の健康への影響については、これまでの調査等を踏まえ技術基準やガイドライン等として整備してきているところであるが、健康への影響を懸念する声もある。</p> <p>○移動通信用鉄塔施設整備事業の継続的な実施によりエリア整備が進んできているが、依然としてエリア外地域及びトンネル等により無線局又は、無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない箇所が残存している。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】</p> <p>【制度改正について検討(◎)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>ア 新たな電波利用システムの導入</p> <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進は、関連技術の研究開発及び調査研究等に基づく新たな電波利用システムの導入の実現等により図られるものである。</p> <p>イ 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進</p> <p>電波の有効利用の推進を実現するためには、電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応することにより、迅速な周波数の再配分の実現等に資することができる。</p> <p>また、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進の実現の度合いは、その主要分野である本施策等の実現状況により表されるものである。</p> <p>ウ 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備</p> <p>電波利用の適正化・効率化を図ることにより電波の有効利用を推進し、安心して安全な電波利用環境の一層の整備を推進することにより、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用促進の実現に資する。</p> <p>エ 電波利用環境の整備（移動鉄塔）</p> <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。</p> <p>目標値はe-Japan重点計画-2003に基づくものである。</p>
			②ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	P	実現	—	17年度	(考え方及び根拠※) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」			
			③過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	CM	累計10万人(15～17年の累計)	15年度	17年度	(考え方及び根拠) IT戦略本部決定「e-Japan重点計画-2003」	区分		平成15年度末
						人口数	37,529人	24,241人 (暫定値)			

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度		
政策17	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	C	①専門家による評価において成果ありと評価される割合	P	80%	—	毎年度	—	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果が上 がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策 の有効性・効率性等に課題があ り、取組の改善・新たな対策の 検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○技術変化が激しい情報通信分 野における新たな課題に対し、 我が国の産業競争力を維持・強 化させ、ユビキタスネットワー ク社会に資するよう、積極的か つ柔軟に取り組む必要がある。 ○今後も限られたリソースの中 で最大限の政策効果を上げるた め、外部評価結果も踏まえて効 率性や有効性の改善が可能な課 題については研究計画を見直す など、一層の重点化や取組の改 善が必要である。</p> <p>○ユビキタスネットワーク社会向け た研究開発の着実な実施と研究 成果の利活用を確保し、我が国 発の技術の国際標準化を推進 し、また、地域における産学官 連携を促進するなど、情報通信 分野の研究開発に係る総合的な 企画立案機能を強化する体制整 備が必要である。</p> <p>○今後、研究開発の成果が、国 際競争力の維持・強化やユビキ タスネットワーク社会の実現に 活かされるよう、技術移転など の一層の推進が必要である。</p> <p>○我が国の国際競争力を確保す るため、我が国にとって重要な 技術分野に関する国際標準化活 動を推進し、ITU等の国際標準 化機関と民間フォーラムの連携 を強化するなど、情報通信分野 における標準化活動を戦略的に 取り組んでいくことが必要であ る。</p> <p>○アジア・太平洋地域の重要性 は増してきており、今後とも積 極的に活動を推進し、国際技術 の標準化を支援していくことが 必要である。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討 (◎)】 【情報提供外(業務改善等)に ついて検討(◎)】</p>	<p>ア 情報通信技術の研究開発の 推進</p> <p>総務省においては、産業競争 力の強化につながる領域、ある いは、民間ではハイリスクで実 施困難ではあるが、将来新たな 市場を創出する等の可能性があ る萌芽的・基礎的な領域などで の研究開発を推進する「重点的 研究資金制度」、および、研究 者が自由な発想により最大限能 力を発揮できる競争的な研究開 発環境を整備して研究者間の競 争原理を導入することにより、 独創性や創造性に富んだ研究開 発を推進する「競争的研究資金 制度」を設け、効率的・効果的 な研究開発の推進を図ってい る。</p> <p>イ 情報通信技術の標準化の推 進</p> <p>情報通信技術の標準化を推進 するにあたり、下記の施策を予 算執行により実施している。</p> <p>(ア) 光アクセス網、光伝送 網等の情報通信分野における標 準化の推進に関する施策とし て、「通信方式の標準化の推 進」について予算執行し、国際 標準に向けた研究活動等の推進 を図っている。</p> <p>(イ) 国際的な連携の強化に 関する施策として、「国際的次 世代情報通信網共同研究の推 進」及び「開発途上国における 電気通信の標準化に関する調査 研究」について予算執行し、ア ジア発の次世代技術の確立を目 指している。</p> <p>(ウ) 得意な技術分野の標準 化の取組の強化、研究機関・民 間の標準化活動の連携強化及び 国際標準化活動が産業競争力に 与える経済的効果の分析等に関 する施策として、「情報通信分 野における標準化活動の強化」 について予算執行し、国際競争 力の確保を図っている。</p>
					100%	100%	100%	34件	31件	71件			
			②ITU、IETF等における標準提案の件数	P	20件程度	—	17年度	—					

政策 番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度		
政策18	グローバルな高度 情報通信ネットワー ク社会の実現への貢 献	C	①二国間定期協 議、政策対話、国 際機関における協 議等を通じた我が 国情報通信行政に 対する国際理解の 推進や課題解決の 状況等	P	—	—	20年度		14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向け効果が上がっ ている</p> <p>政策の必要性はあるが、施策 の有効性・効率性等に課題があ るとにより、各国の情報通信分 野の発展を促進するとともに、ア ジアを世界の情報拠点とし国際 的なデジタル・ディバイドの解 消に資することにより、我が国 の情報通信行政の国際理解を図 るとともに、グローバルな情報 通信ネットワーク社会の実現へ の貢献を目指す。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○引き続き、定期協議・政策対 話、国際機関等の国際会議に我 が国が積極的に参加し、政策協 調を図ることが必要。</p> <p>○アジア太平洋電気通信共同体 (APT)、国際電気通信連合 (ITU)、経済協力開発機構 (OECD)の情報・コンピュー タ・通信政策委員会(ICCP)、 国連アジア太平洋経済社会委員 会(ESCAP)等に対し、資金・ 人材の両面から継続的な貢献が 必要。</p> <p>○ICT政策・制度支援ネット ワーク(DO Site)について は、毎年度アジア諸国等からの アクセスが定常的にあり、有効 性・効率性は認められるもの の、アクセス数は目標をやや下 回っている。このため、アジア 諸国をはじめとした諸外国から のアクセスをさらに増加させる よう、引き続き、コンテンツの 充実、情報交換機能の活用の活 発化に向けた取組が必要。</p> <p>○国際共同実験については、目 標達成に向けて着実に実施され ているが、成果をアジア地域へ 普及させるための戦略等を踏ま えた取組み、拡充が必要</p> <p>○途上国の自助努力によるICT 分野の発展を促進するため、 さらにICT分野の人材育成が 必要。各国のニーズに適したセ ミナーや研修等の実施が重要。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討 (◎)】 【情報提供外(業務改善等)に ついて検討(◎)】</p>	<p>アジア地域等の途上国との間 で、二国間・多国間の枠組みに おいて情報通信分野に関する対 話を行い、共同研究や人材育成 など具体的な協力を実施するこ とにより、各国の情報通信分野 の発展を促進するとともに、ア ジアを世界の情報拠点とし国際 的なデジタル・ディバイドの解 消に資することにより、我が国 の情報通信行政の国際理解を図 るとともに、グローバルな情報 通信ネットワーク社会の実現へ の貢献を目指す。</p>
			②アジア・ブロー ドバンド計画の推 進状況		P	・10か国～ ・人材育成 3,000人 (・10か国以 上のアジア諸 国との間でICT 分野での協力 関係を推進 ・アジア諸 国におけるICT 分野の人材育 成3,000人を実 現)	—		22年度	—	759人		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)								
						基準年次	達成年次												
政策19	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	C	①日本郵政公社の監督の状況	P	—	—	—	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況の報告等させ、必要な措置を命じた。</p> <p>(ア) 「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等」のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」の成立 郵便局ネットワークを活用して国民に多様な金融資産選択の機会を提供するため、平成16年11月、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を実施するための法律案を第161回国会に提出した（同年12月3日可決成立）。</p> <p>(イ) 調査研究等の実施状況（平成16年度） 郵政事業に係る制度の企画立案に資するための調査研究・講演会を実施する等して、郵政事業の適切かつ確実な実施を促した。</p>	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の監督を行う。</p> <p>・必要な法律の制定や調査研究の実施等、郵便事業に係る制度の企画立案を行う。</p> <p>・郵便局配置空白市町村数を0として維持する。</p>										
			②郵政事業に関する制度の企画立案の状況	P	—	—	—			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年度末</th> <th>16年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究（件）</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>講演会（回）</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	15年度末	16年度末	調査研究（件）	8	10	講演会（回）	2	2
			区分	15年度末	16年度末														
			調査研究（件）	8	10														
講演会（回）	2	2																	
③郵便局配置空白市町村数	CM (P)	0市町村	—	—	<p>(考え方) 郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環とする。</p> <p>(根拠) 法律「日本郵政公社法」第20条</p>	<p>(参考) 郵便局までの平均距離1.1km</p>													
④中期経営目標の達成状況	P	—	—	—	<p>中期経営目標の達成状況を評価すべき時期は、日本郵政公社の中期経営目標期間終了後の平成19年度であるが、各年度においても年度の業績評価を行っており、中期経営目標の達成に向けた当該年度における進捗状況を把握することとしている。</p> <p>平成15年度の業績評価については、「中期経営目標の達成に向け、概ね順調に進捗している。」との評価を行い、平成16年7月21日、郵政行政審議会に諮問の上、同年8月3日、適当との答申を得、日本郵政公社に結果を通知した。</p> <p>なお、平成16年度業績評価については、今後郵政行政審議会に諮問を行うこととしている。</p>														

政策 番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度		
政策20	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	C	①国際郵便関係機関等の会議の出席状況	P	年間3回以上	—	16年度	—	14年度 3回	15年度 6回	16年度 6回	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果が上がっている。</p> <p>政策の必要性、有効性が認められ、これまでの取り組みを継続すべき。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>今後においても、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便向上に資するよう取り組む必要がある。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(○)】</p> <p>【制度改正について検討(-)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(-)】</p>	<p>国際郵便のための国際調整ア) 領域外交換局の設置に関する我が国の意見(領域外交換局の設置については、当該領域外交換局が設置される国の国内法制に基づいた同意を得るべきものであるとの意見。)を国際郵便制度に反映させるべく、第23回万国郵便大会議(ブカレスト大会議)において働きかけを実施</p> <p>イ) 到着料については、1999年に開催された第22回万国郵便大会議(北京大会議)以降、2006年以降に適用される新到着料制度について、加盟各国の利害対立から意見が全く収束しないまま推移していたが、一昨年来、打開のめりとりまとめグループの一員として日本は到着料改正提案を提出し、積極的に議論に貢献</p>
			②UPU活動への人的貢献	P	職員1名派遣	—	16年度	—	1名	1名	1名		
			③UPU活動への財政的貢献	P	最高分担等級50単位等級による連合の経費負担	—	16年度	—	140百万円 (1,968千スイスフラン)	159百万円 (1,968千スイスフラン)	163百万円 (1,968千スイスフラン)		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)				
						基準年次	達成年次		区分		平成15年度	16年度							
政策21	信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上	C	①許可事業者の推移	CM	-	-	-	/	区分		平成15年度	16年度				<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果が上がっている。</p> <p>政策の必要性、施策の有効性・効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき</p> <p>(今後の課題)</p> <p>前年度に引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(○)】</p> <p>【制度改正について検討(-)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(-)】</p>	<p>民間事業者の参入を促進するため、各地方総合通信局において信書便事業説明会を実施する等の周知・広報活動を実施する。</p>		
									許可事業者数		41	111							
									役務の種類	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)		22	80						
										2号役務(3時間以内の送達の役務)		21	48						
										3号役務(1,000円超の料金の役務)		15	47						
									合計		58	175							
									役務の種類	①全国			②複数県						
										引受・配達	引受のみ(注1)	配達のみ(注2)	引受・配達	引受のみ(注1)					
									1号役務	11	0	3	10	0					
									2号役務	-	-	-	5	0					
									3号役務	15	1	8	7	0					
									合計	26(17)	1(1)	11(8)	22(14)	0(0)					
									役務の種類	②複数県		③県内のみ		合計					
										配達のみ(注2)	引受・配達								
1号役務	1	55	80	※平成16年度末現在															
2号役務	0	43	48																
3号役務	3	13	47																
合計	4(3)	111(68)	175(111)																
<p>(注1) 配達は県内のみで実施。(注2) 引受は県内のみで実施。</p> <p>(注3) 許可事業者数は合計欄の()数。</p>																			

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		平成3年	4年	5年	6年	7年			
政策22	火災・災害等による被害の軽減	C	①住宅火災による死者数	CM	軽減	前年度	毎年度	(考え方) 火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等による被害を軽減することを目標とする。 (根拠) —	区分	平成3年	4年	5年	6年	7年	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>ア 火災予防対策の強化 (ア) 住宅防火対策 住宅用火災警報器等の設置及び維持の義務化を踏まえ、住宅用火災警報器等の普及及び適切な維持管理の促進を図るため、官民が一体となって広報・普及啓発に取り組むことが必要。 特に高齢者に対し、住宅用火災警報器等の普及及び適切な維持管理を促進することが必要。 (イ) 小規模雑居ビルの火災予防対策 平成16年12月のドン・キホーテ店舗火災後の一斉立入検査の結果、量販店等においても違反が見受けられるなど、引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是正を推進することが必要。 (ウ) 放火火災対策 放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ安心安全ステーションモデル事業の活用等により、放火火災防止対策を推進することが必要。 (エ) 危険物事故防止対策の充実・強化 a危険物事故防止アクションプランにより継続的に事故防止を推進していくことが必要。 また、腐食・劣化の防止や「やや長周期地震動」に対する屋外タンク浮き屋根の耐震性確保対策など、事故増加要因に対応した保安対策を更に推進することが必要。 b新規危険性物質に関して積極的に対応策を検討するとともに、技術基準の性能規定化をはじめ燃料電池やバイオ燃料など各種新技術への対応など様々な社会的要請に適時適切にこたえていくことが必要。</p>	<p>平成13年9月の歌舞伎町ビル火災による消防法令の改正を踏まえた小規模雑居ビルの消防法令違反の是正指導や危険物施設の火災漏えい事故の総合的な防火対策を推進することなどにより、火災予防対策強化に努めた。</p> <p>また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震化等の推進を行い国と地域防災力の強化に努めた。</p>
									住宅火災による死者数(人)	832	912	900	959	939		
									高齢者(65歳以上)の住宅火災による死者数(人)	416	441	458	454	503		
									区分	8年	9年	10年	11年	12年		
									住宅火災による死者数(人)	890	923	865	981	936		
									高齢者(65歳以上)の住宅火災による死者数(人)	498	499	449	549	517		
									区分	13年	14年	15年				
									住宅火災による死者数(人)	923	992	1,041				
									高齢者(65歳以上)の住宅火災による死者数(人)	511	525	589				
									区分	H13.10末	H14.1末	H14.6末				
			違反率(%)	91.9	78.8	63.8	56.2	35.7								
			区分	H16.12末												
			違反率(%)	30.7												
			②小規模雑居ビルの消防法違反率	CM (P)	—	—	—	—	—	—	区分	S30-34	S35-39	S40-44	S45-49	S50-54
											全火災件数(件)	27,556	47,985	53,434	65,400	64,541
											放火件数(件)	1,607	2,383	2,286	3,395	4,913
											放火火災の割合(%)	6	5	4	5	8
											区分	S55-59	S60-H1	H2-H6	H7-H11	H12
											全火災件数(件)	60,954	59,481	57,172	60,382	52,454
											放火件数(件)	7,025	8,816	10,382	12,345	13,852
放火火災の割合(%)	12	15									18	20	26			
区分	H13	H14									H15					
全火災件数(件)	63,591	63,651									56,383					
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													
全火災件数(件)	63,591	63,651	56,383													
放火件数(件)	14,408	14,553	14,061													
放火火災の割合(%)	23	23	25													

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		年	昭和38	41	44	47		
	④危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移	C	M	軽減	前年度	毎年度	(考え方) 火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等による被害を軽減することを目標とする。 (根拠) —	年	昭和38	41	44	47	50	イ 国と地域の防災力の強化 (ア) 国(消防庁)の対応力の強化 引き続き、緊急対応体制の強化を図るため、消防庁の組織体制の拡充を図ることが必要。 (イ) 緊急消防援助隊の整備・充実 緊急消防援助隊については、基本計画に基づいて引き続き整備が必要。 さらに、災害・事故発生時の対策を強化するため、部隊数を4,000隊へ増強することが必要。さらに、消防救急無線のデジタル化や先端科学による消火・救急救助技術の開発が必要。 (ウ) 特別高度救助隊等の全国的な展開・配備 昨年の新潟県中越地震やJR福知山線列車事故等極めて大規模な災害や特殊災害に迅速に対応するため、東京、政令市及び中核市等の消防本部に、高度な技術、資機材を有した特別高度救助隊と高度救助隊を創設し、緊急対応体制の充実、強化を図ることが必要。 (エ) 消防力の強化 改正された消防力の整備指針を整備目標として、今後の消防力の充実強化を図ることが必要。 (オ) 自主防災組織の強化 自主防災組織については、地域間の平準化を図りながら、情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施を推進していくことが必要。	
								総事故件数(件)	150	122	247	279	339		
								年	53	56	59	62	平成3		
								総事故件数(件)	448	459	450	368	345		
								年	6	9	12	13	14		
								総事故件数(件)	287	393	511	503	501		
								年	15	16					
								総事故件数(件)	540	554					
								年	昭和20	22	24	26	28		
								死者数(人)	6,062	1,950	975	1,291	3,212		
	年	30	32	34	36	38									
	死者数(人)	727	1,515	5,868	902	575									
	年	40	42	44	46	48									
	死者数(人)	367	607	183	350	85									
	年	50	52	54	56	58									
	死者数(人)	213	174	208	232	301									
	年	60	62	平成元	3	4									
	死者数(人)	199	69	96	190	19									
	年	5	6	7	8	9									
	死者数(人)	438	39	6,481	84	71									
年	10	11	12	13	14										
死者数(人)	109	141	78	90	48										
年	15	16													
死者数(人)	62	306													
⑥緊急消防援助隊の部隊数の推移	P	概ね3,000隊	—	20年度	—		区分	平成7年9月登録(発足時)	13年1月登録	14年4月登録	15年5月登録	16年4月登録			
							部隊数(部隊)	1,267	1,785	2,028	2,210	2,821			
							区分	17年4月登録							
							部隊数(部隊)	2,963							

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		区分	昭和50年	55年	60年	平成2年			7年
			㉚消防職員数と消防団員数の推移	P	団員数100万人、うち女性団員10万人	-	-	-	区分	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	<p>(カ) 地震対策等の充実</p> <p>a地域防災計画の見直し 地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、より具体的かつ実践的な見直しを求めていくことが必要。</p> <p>b公共施設等耐震化事業(起債事業)等により整備推進していくことが必要。</p> <p>c新潟県中越地震の経験を踏まえ、初動時の迅速かつ確実な情報収集の実現方策について、さらに検討を行い、必要な対策を講じることが必要。</p> <p>d災害時要援護者に対する情報伝達、避難支援等の仕組みづくりについての検討が必要。</p> <p>(キ) 消防防災に係る科学技術・ITの振興</p> <p>a 今後、科学技術の進展に伴い、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、消防防災に関する研究開発のより一層の推進が必要。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために更なる資金の充実を図るとともに、採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが必要。また、研究が終了したものについては、消防庁・消防研究所等と連携し施策に反映することを検討することも必要。</p> <p>b消防庁防災情報システムの整備については、大規模災害の発生時に消防広域応援活動をさらに円滑に進めるため、消防庁と地方公共団体間の情報共有のあり方についてさらに検討を進めることが必要。</p>	
			㉛自主防災組織の組織率の推移	CM	75%	-	20年度	-	年	7	8	9	10	11		
			㉜市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	P	-	-	-	-	年	平成10	11	12	13	14		
			㉝防災拠点となる公共施設等の耐震化率	CM (P)	-	-	-	-	区分	1 社会福祉施設	2 文教施設 (校舎、体育館)	3 庁舎	4 県民会館・公民館等	5 体育館		
									H15年度耐震率見込み(%)	53.6	49.5	51.5	52.8	56.9		
									H19年度耐震率見込み(%)	54.5	53.5	53.4	53.1	57.4		
									区分	6 診療施設	7 警察本部、警察署等	8 消防本部、消防署所	9 その他	合計		
									H15年度耐震率見込み(%)	62.0	52.3	67.6	55.1	51.6		
									H19年度耐震率見込み(%)	63.5	53.4	68.6	55.3	54.4		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標分類	測定指標 (参考となる指標)	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		平成13.4.1	14.4.1	15.4.1	16.4.1			
			⑪消防庁防災情報システムの接続団体数の推移(都道府県、消防本部)	P	—	—	—		区分	平成13.4.1	14.4.1	15.4.1	16.4.1	〇災害発生の際、市町村は、防災行政無線等を活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続き整備を推進することが必要。全国瞬時警報システム(J-ALERT)をはじめとして、災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築を図ることが必要。 (課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】	
								都道府県	接続団体数(団体)	27	39	41	43		
									総数	47	47	47	47		
									整備率(%)	57.4	83.0	87.2	91.5		
								消防本部	接続団体数(団体)	381	438	456	647		
									総数	904	900	894	894		
									整備率(%)	42.1	48.7	51.0	72.4		
								区分	平成17.4.1						
								都道府県	接続団体数(団体)	45					
									総数	47					
									整備率(%)	95.7					
								消防本部	接続団体数(団体)	685					
									総数	889					
									整備率(%)	77.1					
			⑫市町村防災行政無線の整備率の推移	P	75%	—	平成20年度末	—	区分	3.3.31	4.3.31	5.3.31	6.3.31		
									同報系(%)	48.2	50.0	52.0	53.6	55.9	
									区分	8.3.31	9.3.31	10.3.31	11.3.31	12.3.31	
									同報系(%)	57.5	59.3	61.4	62.6	63.7	
									区分	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	
									同報系(%)	65.3	66.1	66.8	67.8	70.1	

政策 番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)			
						基準年次	達成年次		平成10年	14年	15年	16年	17年					
政策 23	国民保護体制の整備	C	①都道府県における 防災・危機管理 専門職の設置状況	P	—	—	—		区分	平成10年	14年	15年	16年	17年	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>ア地方公共団体の危機管理体制の充実</p> <p>(ア) 都道府県における防災・危機管理専門職の設置状況</p> <p>地方公共団体における危機管理体制を強化するため、引き続き、専任の幹部職員の設置等について要請していくことが必要。</p> <p>(イ) 訓練の実施</p> <p>国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方が共同して行う訓練等を積極的に推進していくことが必要。</p> <p>(ウ) 市町村防災行政無線の整備</p> <p>有事の際、市町村は、防災行政無線等を活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続き整備を推進することが必要。</p> <p>全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめとして、災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築を図ることが必要。</p> <p>イ地方公共団体の国民保護計画の作成</p> <p>各都道府県が国民保護計画の作成作業に着手するのは平成17年度であるため、「モデル計画」の提示にとどまらず、各都道府県に対し、適時・適切に助言・情報提供等を行うことが必要。</p> <p>また、各市町村が平成18年度を目途に国民保護計画を作成できるよう、平成17年度中に「市町村国民保護モデル計画」をはじめ、市町村における計画作成のために必要な情報提供を行うことが必要。</p> <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】</p> <p>【制度改正について検討(-)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>地方公共団体における有事に対する対応力を強化するためには、専任の幹部職員の設置等危機管理体制を充実するだけでなく、訓練を実施することにより、適時・適切な判断・行動ができるようにすることが極めて重要な要素である。</p> <p>また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化に極めて重要な要素である。</p> <p>したがって、これらの施策についてその推進を図った。</p>		
									部長級以上を設置している都道府県	5	16	17	20	28				
									次長級以上を設置している都道府県	6	18	23	25	30				
			どちらかを設置している都道府県	10	28	32	37	42										
			②訓練の実施状況	P	—	—	—	—	—	国民保護訓練は平成17年度以降の実施となるため実績はないが、テロ災害を想定した訓練を1都5県で実施(15年度)	区分	3.3.31	4.3.31	5.3.31			6.3.31	7.3.31
			③市町村防災行政無線の整備率の推移(同報系)	P	75%	—	平成20年度末	—			同報系(%)	48.2	50.0	52.0			53.6	55.9
											区分	8.3.31	9.3.31	10.3.31			11.3.31	12.3.31
											同報系(%)	57.5	59.3	61.4			62.6	63.7
											区分	13.3.31	14.3.31	15.3.31			16.3.31	17.3.31
											同報系(%)	65.3	66.1	66.8			67.8	70.1
④地方公共団体の国民保護計画作成(のための準備状況)	P	—									—	—	—	—	ア国民保護計画の作成状況	3県で国民保護計画案を公表	イ国民保護協議会の設置状況等	44都道府県で国民保護協議会条例を制定

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		平成7年	8年	9年	10年	11年			
			⑥高度な救急救命処置の実施状況の推移	P	—	—	—		区分	平成7年	8年	9年	10年	11年	<p>(エ) メディカルコントロール体制の充実 すでに全ての都道府県で設置が完了したメディカルコントロール協議会において、体制の一層の充実を図ることが必要。</p> <p>ウ現場における一般市民による応急手当の実施 現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が必要。</p> <p>(課題の所在) 【予算について検討(○)】 【制度改正について検討(ー)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	
								①搬送を行った心肺停止傷病者数(人)	72,016	72,542	76,272	80,970	83,353			
								②高度な救急救命処置を行った者の数(人)	11,985	15,996	21,660	28,654	34,236			
								②/①(%)	16.6	22.1	28.4	35.4	41.1			
								区分	12年	13年	14年	15年				
								①搬送を行った心肺停止傷病者数(人)	84,899	88,058	91,691	94,845				
								②高度な救急救命処置を行った者の数(人)	36,777	39,457	41,962	47,135				
								②/①(%)	43.3	44.8	45.8	49.7				
								※高度な救急救命処置：①ラリゲアルマスク等による気道確保、②除細動、③静脈路確保								
			⑦救急救命士の配置された救急隊の割合及び救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	P	全救急隊の85%の隊に救急救命士を一人以上配置	—	平成20年度末	—	年度	平成4	5	6	7	8		
									割合(%)	4.0	5.1	11.5	16.6	23.9		
									年度	9	10	11	12	13		
									割合(%)	29.7	37.2	44.8	51.2	56.8		
									年度	14	15	16.0				
									割合(%)	62.8	67.6	73.0				
					全救急隊の85%の隊に高規格救急車を配置	—	平成20年度末	—	年度	平成4	5	6	7	8		
									割合(%)	1.2	3.7	8.7	14.3	22.1		
									年度	9	10	11	12	13		
									割合(%)	27.7	34.1	40.4	45.0	50.3		
									年度	14	15	16.0				
									割合(%)	55.5	59.3	64.5				
			⑧教育訓練を受けた救急隊員の数	P	—	—	—		区分	12年	13年	14年	15年	16年		
									救急救命士(人)	8,517	9,909	11,304	12,666	13,955		
									救急標準課程又は救急Ⅱ課程受講者(人)	37,434	38,547	39,508	39,829	39,644		
									救急隊員総数に占める救急救命士又は救急標準課程若しくは救急Ⅱ課程を受講した救急隊員の割合(%)	81.9	85.7	88.3	90.6	92.5		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		平成15. 12		16. 12					
			⑨常時指示、事後検証及び再教育の実施状況	P	—	—	—		区分	平成15. 12		16. 12				
									全消防本部数	890	—	878	—			
									うち救急救命士運用本部数	867	100.0%	874	100.0%			
									救急救命士に対する常時指示体制の構築済本部数(本部)	859	99.1%	873	99.9%			
									救急活動の医学的観点からの事後検証体制の構築済本部数(本部)	816	94.1%	874	100.0%			
									消防本部における再教育病院実習時間の確保済本部数(本部)	700	80.7%	806	92.2%			
			⑩心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率	CM	—	—	—		・応急手当が実施された傷病者の1ヶ月生存率：7.1%(平成15年) ・応急手当が実施されていない傷病者の1ヶ月生存率：5.8%(平成15年)							
			⑪応急手当実施率(現場において一般市民により実施されたもの)	CM	—	—	—		年	平成6	7	8	9	10		
									実施率(%)	13.4	13.0	15.1	16.9	19.7		
									年	11	12	13	14	15		
									実施率(%)	23.0	24.9	26.6	27.8	30.9		
			⑫救命講習回数・救命講習受講者数	CM	—	—	—		区分	平成6年	7年	8年	9年	10年		
									講習回数(回)	10,078	16,997	21,696	27,329	30,232		
									受講者数(人)	257,036	414,257	517,058	623,468	690,507		
									区分	11年	12年	13年	14年	15年		
									講習回数(回)	35,847	39,513	45,135	45,660	50,637		
									受講者数(人)	839,114	910,092	954,834	1,029,308	1,143,692		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次		区分	14年度	15年度	16年度		
政策25	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	C	①「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数	P	20調査(程度)	-	毎年度	-	区分	14年度	15年度	16年度	(評価の結果) 目標達成に向けて成果は上がっている 政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。 (今後の課題) ○「統計行政の新たな展開方向」の推進を図るため、社会・経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備に関する諸課題についての取組を継続し、成果を上げていくことが必要。	ア 社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整指定統計調査及び承認統計調査等の統計調査の審査・調整のほか、平成2-7-12年接続産業連関表の作成等産業連関表に係る調整、統計の表章に用いる標準統計分類に係る調整、統計調査の調査客体の重複是正を図る「事業所・企業データベース」の運用等社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための取組を実施。また、「統計行政の新たな展開方向」の推進を図るための各種会議及び統計法制度上の諸課題について検討を行う研究会を開催。
									「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数	16調査	25調査	14調査		
									地方統計職員業務研修(中央研修)	91.7%	98.6%	98.5%		
									登録調査員中央研修	72.4%	78.1%	74.8%		
									登録調査員地域ブロック別研修	-	78.1%	73.7%		
③統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	P	80%	-	毎年度	-	統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	83.6%	76.8%	集計中	イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保 地方公共団体職員及び統計調査員を対象とした研修等により地方における調査実施体制の充実、統計業務の合理的な実施等の支援を行ったほか、各種行事の開催・支援等統計に関する普及・広報活動を行い、円滑な調査の実施体制の整備のための取組を実施。また、「統計行政の新たな展開方向」に基づく具体的な取組方を推進するための各種会議を開催				
④指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む)	C I (P)	-	-	-	-	○屋外労働者職種別賃金調査について、屋外労働者数の減少から、統計精度を維持した調査結果の表章が困難となってきたこと、及び各種労働施策への反映の機会が減少していることから、平成16年調査をもって中止することを承認。 ○作物統計調査について、①作付予定面積調査及び野菜、果樹に係る予想収穫量調査の廃止、②作況調査のうち予想収穫量調査の一部について、毎年又は3年周期の全国調査から3年又は5年周期の全国調査への変更、③甘味資源作物(てんさい、さとうきび)に関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化、等の見直しを承認。	○統計に対する新たなニーズその他統計に関する環境の変化に対応するための統計法制度の在り方等について、内閣府経済社会統計整備推進委員会報告書「政府統計の構造改革に向けて」における指摘も踏まえ、研究・検討を継続することが必要。	ウ 統計に関する国際協力の推進 統計に関する主要な国際会議等への参加や国際事業への協力・対応を通じ、国際統計基準の策定・見直しなど統計に関する国際協力の推進のための取組を実施。						
⑤国際会議等への参画状況及び成果	P	-	-	-	-	国際会議等への参画状況及び成果	○国連統計委員会に出席し、「2010年世界人口及び住宅センサス・プログラム」決議案を正式提案し、全会一致で採択。 ○経済協力開発機構(OECD)統計委員会の幹事会メンバーとして、幹事会に出席し、17年6月に開催される第2回統計委員会の準備に貢献。 ○OECD及び欧州連合統計局主催の2005年ラウンド購買力平価算出事業に引き続き参加し、我が国の各種価格データ等の提供を行う等、同事業に貢献。 ○世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業にOECD地域代表の一国として参加し、平成18年価格調査の調査品目仮選定に貢献。 ○国連国際経済社会分類技術サブグループ会合に参加し、国際標準産業分類等の改訂作業に貢献。	○内閣府経済社会統計整備推進委員会報告書「政府統計の構造改革に向けて」における指摘も踏まえ、国勢の基本に関する統計の作成・提供について、経済センサス(仮称)、サービス統計を始めとする経済社会統計の整備、統計調査等業務の業務・システム最適化など更なる改善に向けた取組を継続し、成果を上げていくことが必要。	エ 国勢の基本に関する統計の作成 社会経済情勢の変化に対応した調査事項や集計内容の充実を行い、調査客体の負担の軽減を図りつつ、円滑かつ効率的に統計調査を実施					
												オ 統計情報の的確な提供 (ア)総合統計書の編集・刊行のほか、CD-ROM、インターネット、霞が関WAN等様々な形態(媒体)により統計情報を提供		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)
						基準年次	達成年次				
			⑥統計調査の実施 状況	P	—	—	—		<p>調査事項・項目の充実の状況</p> <p>小売物価統計調査 ・消費者物価指数の17年基準改定に伴い調査品目を改廃</p> <p>16年事業所・企業統計調査(簡易調査) ・新たに男女別従業者数及び「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人」の数を調査項目に追加</p> <p>16年サービス業基本調査 ・整備の必要性が求められていた「一般飲食店」及び「不動産賃貸・管理業」等を調査対象産業に追加</p> <p>16年全国消費実態調査 ・要介護者の有無が世帯の経済状況に与える影響を分析するため、世帯における「要介護認定者の有無」を追加 ・家計消費行動におけるインターネット利用の実態を把握するため、調査項目に「通信販売(インターネット)」を追加</p>	<p>(課題の所在) 【予算について検討(◎)】 【制度改正について検討(◎)】 【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>(イ) 政府統計の利用を一層促進し、統計データによる地域分析を支援するため、新コンテンツとして、平成17年度の運用開始に向け「コミュニティ・プロフィールNavi」をシステム開発。</p>
									<p>集計内容・事項の充実の状況</p> <p>家計調査及び家計消費状況調査 ・家計消費の動向をより安定的に把握するために、家計調査結果のうち高額消費部分を家計消費状況調査結果で補完した結果を指数化した家計消費指数を17年3月から正式に公表</p> <p>12年国勢調査 ・12年国勢調査結果の新産業分類による組替え集計の実施</p> <p>16年事業所・企業統計調査(簡易調査) ・市町村合併に伴う対応として、合併前市町村結果を内訳として表章</p> <p>16年全国消費実態調査 ・品目別結果、購入先別結果、耐久財結果及び貯蓄・負債結果における総世帯集計を充実 ・収入と金融資産残高をクロスさせた家計収支の集計など高齢者世帯集計を充実 ・耐久消費財の所有数量、金融資産・実物資産についても誤差集計を実施</p>		

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)	
						基準年次	達成年次		区分						
									情報通信技術の活用等効率的な調査方法等の導入の状況 科学技術研究調査 ・インターネット調査システムの改定により、記入者負担の軽減及び調査事務の効率化を実現 住民基本台帳人口移動報告 ・市区町村からの報告に代えて、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した集計により、結果公表の早期化(月次公表)を実現 16年事業所・企業統計調査(簡易調査)及び16年サービス業基本調査 ・報告者負担等に配慮し、経済産業省所管の16年商業統計調査(簡易調査)も含めた3調査で同時・一元的に実施						
			⑦統計調査結果の提供状況 (ファイル数：件、アクセス件数：件、収録統計表数：表)	P	ホームページ収録ファイル数：約96万1,000 アクセス件数：約232万5,000	—	16年度	—	区分	14年度	15年度	16年度			
					ホームページ収録ファイル数：約96万1,000 アクセス件数：約232万5,000	—	16年度	—	ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数	ファイル数：約96万1000 アクセス数：約232万5000	ファイル数：約98万3000 アクセス数：約271万5000	ファイル数：約99万3000 アクセス数：約304万4000			
					統計データ・ポータルサイトのアクセス件数：約110万	—	16年度	—	統計データ・ポータルサイトのアクセス件数		アクセス数：約13万3000 (16年1月20日～3月末)	アクセス数：約64万3000			
					総合統計データベースの収録統計表数：約7万7,000 アクセス件数：約8万1,000	—	16年度	—	総合統計データベースの収録統計表数及びアクセス件数		統計表数：約9万3000 アクセス数：約11万9000	統計表数：約11万6000 アクセス数：約13万8000			

政策番号	政策 (政策の達成目標)	目標 分類	測定指標 (参考となる指標)	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段 (主な施策等の概要)		
						基準年次	達成年次		14年度	15年度	16年度				
政策26	受給者の生活を支える 恩給行政の推進	C	(参考となる指標) ① 毎年度の受給者数	P	—	—	—	/	区 分	14年度	15年度	16年度	<p>(評価の結果)</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっている。</p> <p>政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要</p> <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な恩給改定 ○受給者等の負担軽減等行政サービスの向上 ○更なる業務処理の迅速化・効率化 <p>(課題の所在)</p> <p>【予算について検討(◎)】</p> <p>【制度改正について検討(◎)】</p> <p>【情報提供外(業務改善等)について検討(◎)】</p>	<p>ア 恩給年額の適正な改定</p> <p>公務員給与、物価等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことにより、恩給年額の適正な改定を図る。</p> <p>平成16年度においては、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の国家公務員給与が据え置かれ、消費者物価の10月までの実績はマイナスであったが、恩給の有する国家補償としての性格にかんがみ、平成17年度の恩給年額を据え置くこととした。 ・平成17年度から普通恩給又は扶助料の一時恩給控除の廃止等を内容とする法律案の国会提出を行った。 <p>イ 受給者等に対するサービスの向上</p> <p>受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の申請手続の簡素化による負担軽減に努めることにより、受給者等に対するサービスの向上を図る。</p> <p>平成16年度においては、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩給受給者の意見・要望を伺い、今後の恩給行政に反映させるため、全国7か所で恩給相談会を開催した。 ・恩給受給権調査を毎年実施から隔年実施とした。 ・恩給受給権調査を隔年実施としたこと等を内容とする広報を行った。 ・恩給受給者が志望した場合における失権届の廃止、未支給金請求に係る総代者専任届の廃止等を内容とする法律案の国会提出、政令及び省令の改正を行った。 ・行政サービスの向上、更なる業務処理の迅速化・効率化等を図るため、恩給業務の業務・システム最適化について検討した。 	
			(参考となる指標) ② 毎年度の恩給年額	P	—	—	—		毎年度の恩給年額	平均89万円	平均88万円	平均87万円			
			(参考となる指標) ③ 受給者等の恩給に対する理解度	CM	—	—	—		—	受給者等の恩給に対する理解度	—	—			恩給受給者への調査の結果、恩給受給権調査の隔年化について知っていた者の割合は79%であった。
			(参考となる指標) ④ 受給者等の支給手続上の負担軽減度	CM	—	—	—		—	受給者等の支給手続上の負担軽減度	—	—			2手続の廃止を措置

(注) 総務省から送付された「平成17年度実績評価書」に基づき当省が作成した。

なお、「目標設定の考え方及びその根拠」欄の※印を付した記述については、「平成16年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要(平成16年3月30日決定)」に基づき記入した。

【 別 添 2 】

政策評価審査表（事業評価(事前)関係）

（説明）

本審査表は、公表された総務省の「平成 17 年度事業評価書（平成 17 年度に事業評価方式により評価を行った総務省の施策の評価結果）」を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「 整 理 番 号 」	欄	評価書に掲載された政策について順次番号(政策番号+枝番)を記入した。
「 政 策 (名 称 、 目 的 等) 」	欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「 手 段 」	欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段(事業概要、予算要求予定額等)を記入した。
「 得 よ う と す る 効 果 」	欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠(確からしさ)が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「 分 類 」 欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した(複数もあり得る。)</p> <p>「推論」: 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p><その他の検証方法(例示)></p> <p>「比較」: 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」: 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」: 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「 必 要 性 、 効 率 性 等 の 特 記 事 項 」	欄	<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」: 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」: 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>
「 検 証 を 行 う 時 期 」	欄	事後に検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。
「 効 果 の 把 握 の 方 法 」	欄	事後の検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

政策評価審査表（総務省）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に 関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握 の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
1	統計調査等業務の最適化	<p>①各府省の情報システムの集約（共同利用型システムの整備） ②統計調査のオンライン化の推進 ③統計利用に係るワンストップサービスの実現 ④業務の簡素化・合理化</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度～22年度 平成18年度～19年度：各府省共同利用型システムの設計・開発・試行運用 平成20年度～：本格運用</p> <p>【予算要求予定額】 平成18年度要求額 9.8億円</p>	<p>○調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法を提供し、統計の精度向上に寄与 ○行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を、国際的な標準の動向を踏まえつつ整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図る ○各府省で整備する情報システムの集約を図り、政府全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図る ○統計の精度確保に留意し、業務処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化を図り、公表の早期化に努める</p>	<p>各府省共同利用型オンライン調査システムの整備により、調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法を提供し、統計の精度向上に寄与するとともに、政府統計の総合窓口（e-Stat）等の整備により、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境並びに行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実が可能となることから判断</p>	推論	<p>【必要性】 ○「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）</p>	—	<p>各府省における統計調査等業務に係る情報システムの経費及び業務処理時間を調査し、最適化後のそれらの状態の変化を試算することにより政策効果を推定。具体的には、現行の各府省の情報システムの実態を調査し、本事業の実施により整備する各府省共同利用型システムに要する費用を比較し、低減効果を試算。また、業務の外部委託等による業務時間の低減を試算 平成17年度末までに策定する「最適化計画」において、政府全体での経費及び業務処理時間の低減について定量的な目標を設定する予定</p>
2	政府認証基盤の最適化	<p>○政府認証基盤はブリッジ認証局と14府省認証局から構成されており、このうち14府省認証局を1つの共用認証局（仮称）に集約・一元化する。 ○また、政府認証基盤とは別に各府省の17電子文書交換用認証局を廃止し、政府認証基盤で新たに構築する共用認証局（仮称）に認証機能を集約・一元化する。</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度～20年度 平成18年度：共用認証局（仮称）の規程の設計、システムの設計・開発 平成19年度：18年度開発システムの導入等による共用認証局（仮称）の構築、テスト 平成20年度：府省認証局と共用認証局（仮称）の並行運用期間を設け、その間に府省ごとに順次共用認証局（仮称）へ移行し、府省認証局を廃止する。</p> <p>【予算要求予定額】 想定総事業費 約12.5億円（うち、平成18年度要求額4.4億円）</p>	<p>政府認証基盤の最適化の実施により、政府認証基盤の運用に係る経費を節減するとともに、これに係る業務処理時間を短縮</p>	<p>政府認証基盤は、国民の利便性・サービスの向上に資する電子政府の基盤となる共通システムであり、本事業の実施により、システムの構成面、機能面、技術面及び運用管理業務面からの効率化・合理化が組織横断的に進められることから判断</p>	推論	<p>【必要性】 ○「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）</p> <p>【効率性】 政府認証基盤の最適化の実施により、システムの集約・一元化、類似機能の重複排除及び運用管理業務の効率化・合理化などが図られることとなり、年間約7.8億円（試算値）の経費節減と年間延べ約381日（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p>	—	<p>政府認証基盤のシステム構成の簡素化・集約化等を実施した場合の経費節減、業務処理時間の短縮を試算</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
3	電気通信行政情報システムの最適化事業	<p>① 平成18年から20年度に、電気通信行政関連業務である既存の独立システムを電気通信行政情報システムに統合、分散している画像用サーバを電気通信行政情報システムサーバ本体に集約、システムのWeb化を行うこと等により、運用・保守業務の委託経費、機器借料、回線費用といった電気通信行政情報システムの維持運用経費を削減</p> <p>② 平成20年度に、バックアップシステムを電気通信行政情報システムのセンターから遠隔地に構築することにより、大規模災害等によりセンターシステムが停止した場合でも、短期間でバックアップシステムに切替ることにより、許認可業務の処理に対する影響を最小限とする</p> <p>③ 平成19年度から20年度に、情報セキュリティ対策の強化、関係する省内システム及び外部システムとのデータ連携の強化等を行う</p> <p>【予算要求予定額】 想定総事業費 約6.2億円（うち、平成18年度要求額2.1億円）</p>	<p>電気通信情報システムに関して、平成17年度末に策定する当該業務・システムの最適化計画に基づく最適化の実施を行うことにより、システム運用経費等の行政コストの削減、業務処理時間の削減及び大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮を図る。</p>	<p>本事業を実施することで、情報通信技術の進展に応じた情報システムの効率性、合理的な整備・運用による経費削減、情報通信技術を活用した業務の簡素・合理化、システムの安全性・信頼性の確保を進めることが重要であることから判断</p>	推論	<p>【必要性】 ○「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）</p>	—	<p>電子政府の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に関する目標の達成状況を示す項目として、次の評価を実施する。</p> <p>ア システム運用経費等の行政コスト削減 イ 業務処理時間の削減 ウ 大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮 平成17年度末までに、具体的な数値を設定する予定</p>
4	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備	<p>「地方公共団体に対する調査・照会業務・システム最適化計画」を踏まえ、国から地方公共団体に対する調査・照会業務について、霞ヶ関WAN、LGWANを活用した汎用的に利用可能なシステムを構築する。本システムにより、調査・照会業務の合理化・効率化、システム投資及びシステム運用の効率化を推進する。</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度～22年度</p> <p>【予算要求予定額】 総額約52億円（うち、平成18年度要求額 934,002千円）</p>	<p>国の行政機関が地方公共団体に対して行う調査・照会業務について電子化を実施し、霞ヶ関WANおよびLGWANの活用した汎用的に利用可能なシステム（地方公共団体に対する調査・照会業務システム）を整備し、システム投資及びシステム運用の効率化を推進。また、業務プロセス等の標準化や合理化、業務の効率化、データの共有により業務の合理化・効率化を推進する。</p>	<p>「地方公共団体に対する調査・照会業務システム」は、調査・照会業務に係る汎用的に利用可能なシステムであり、システム構築・運用の効率化、業務プロセス等の標準化や合理化、調査・照会業務の共有化を行うことにより、業務の効率化を図ることができる。また、これにより、国の行政機関の職員が、企画や管理など中心業務に特化して仕事が行える環境が整備でき有効である。</p>	推論	<p>【必要性】 ○「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）</p>	—	<p>平成17年度末までに「地方公共団体に対する調査・照会業務・システム最適化計画」において、「地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間」及び「他システム等の運営経費」の削減について定量的な目標を設定する予定である。</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
5	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	<p>サイバー攻撃等によるインターネットの機能不全（インシデント）に対応するため、実環境に近い演習環境を構築し、(1)セキュリティの専門家による実行可能な攻撃方法と攻撃による損害の程度(2)攻撃発生後の緊急対応体制が実際に機能するか否か等について検証を実施し、高度なITスキルや調整力を有する人材を育成するとともに、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制を強化</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度～20年度 【予算要求予定額】 予定総事業費 約15億円（うち、平成18年度要求額 5.0億円）</p>	サイバー攻撃等によるインターネットのインシデントに対応するための人材育成及び緊急対応体制の検証を行い、インターネットの安全性・信頼性の向上を図り、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境を実現	<p>インシデントの広域化や組織的攻撃の発生という最近の傾向を踏まえ、①実行可能な攻撃方法とシステムの脆弱性の有無、攻撃による損害の程度を検証するとともに、②攻撃発生後の緊急対応体制が実際に機能するか否か等を検証することにより、インシデントが発生した場合に事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制や連携を強化することができ、加えて、演習を通じて、高度なITスキルや調整能力を有する人材を育成することが可能であることから社会インフラとしてのインターネットの安全性・信頼性を確保する上で有効であると判断</p>	推論	【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）	—	—
6	IPv6によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験	<p>IPv6によるユビキタス環境の構築に向け、ネットワーク側からセキュリティサポートを行うシステム（IPv6対応ユビキタスセキュリティサポートシステム）に関する実証実験を行う。</p> <p>実証実験より得られた成果は、広く活用できるようガイドラインにまとめ公表するとともに、緊急時・異常事態対応の体制・マニュアル整備を行うことにより、誰もが容易に、安全・安心にユビキタス環境の利便性を享受できる社会の実現に資する。</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度～21年度 【予算要求予定額】 予定総事業費 約20億円（うち、平成18年度要求額 5.0億円）</p>	IPv6インターネット網を利用することにより、身の回りの様々なモノが通信機能を持ち互いに情報をやりとりするユビキタス環境の構築が期待されているところであり、その具体的な実現に向けては、誰もが容易に、かつ安全・安心にユビキタス環境を利用できるためのセキュリティの確保が求められている。従って、このようなIPv6によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験を行うことにより、誰もが容易に、かつ安全・安心に、ユビキタス環境が持つ利便性を享受できる社会の実現に資する。	<p>○IPv6インターネット網により、誰もが容易に、安全・安心にユビキタス環境を利用できるようにするためには、セキュリティの確保が必須であり、本施策は、ユビキタスネット社会の実現に寄与し、誰もがその利便性を享受できるようにすることから、本実証実験は重要であると判断</p> <p>○効果的なセキュリティ確保の実現には、サービス提供者、通信事業者、機器メーカー等の業界をまたいだ関係者において、連携及び調整が必要なため、国が議論する場と多様なサービスをモデル化した実証フィールドの整備を行う本施策が有効であると判断</p>	推論	【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）	—	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
7	基盤法利子助成制度の拡充	<p>これまで民間事業者によるブロードバンド基盤整備に対する支援措置として、電気通信基盤充実施時措置法（基盤法）に基づき、日本政策投資銀行等が行う低利融資について、NICTによる利子助成金の交付業務を実施している。平成18年度以降、ブロードバンド基盤の全国的整備を一層促進するため、条件不利地域における利子助成後の金利の大幅な引き下げ（現行は当初5年間1.6%、6年目以降2.1%）等を行う。</p> <p>【予定事業実施期間】 平成18年度以降 【予算要求予定額】 10.5億円</p>	<p>2010年にICT分野で世界を先導するフロントランナーにふさわしいインフラを実現するため、次世代ブロードバンド環境の整備に向けて、①2008年までにブロードバンド・ゼロ市町村を解消、2010年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消すること、②2010年までに上り30Mbps級以上の次世代双方向ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。</p>	<p>本施策により、条件不利地域を含めたブロードバンド基盤の全国的整備及び次世代双方向ブロードバンドの整備が促進され、地理的デジタル・デバイドの解消及び世界を先導するフロントランナーにふさわしいインフラの整備に寄与するものであると判断</p>	推論	<p>【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）</p>	—	<p>達成目標の達成度を測定するための指標：ブロードバンド・サービスの提供状況（市町村ベース、世帯数ベース）等</p>
8	地域情報化総合支援事業交付金（仮称）	<p>ア ユビキタスコミュニティ創出計画（仮称）の作成 ・市町村は地域の情報通信基盤整備、及びその利活用計画を作成 ・計画においては目標設定（例：ブロードバンド実利用率、システム利用率、システムの満足度、ICT企業の開業率等）を義務づけ。 イ 補助金の交付 ・国の詳細な事前関与を廃し、計画全体が採択対象 ・対象事業：下記①から④までのいずれかを2以上行う事業に対して支援 ① 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供する設備及び施設の設置 ② インターネット等を活用した行政サービスを地域住民に提供する設備及び施設の設置 ③ 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置 ④ 計画に位置づけられた調査費や社会実験費等の地域提案型事業（全事業費の2割以内）</p> <p>【予算要求予定額】 39.4億円</p>	<p>住民にとって最も身近な生活の場である地域の諸課題を情報通信技術（ICT）を用いて解決し、地域におけるユビキタスネット社会（いつでも、どこでも、誰でも、ネットワークにアクセスできる社会）を実現</p>	<p>本事業の支援対象であるCATV施設、地域公共ネットワーク等は、それぞれ既存の補助事業において有効に機能してきたところ。本事業はこれらの支援を総合的に行おうとするものであることから判断</p>	推論比較	<p>【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）</p>	—	<p>地域公共ネットワーク整備率など地域の情報化の推進状況</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握 の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
9	特別高度救助隊等の創設	<p>新潟県中越地震やJR西日本福知山線列車事故等を教訓に、大規模な災害や特殊災害の際には、専門的な部隊が必要であることから、NBC車両等の特殊車両と電磁波探査装置、地震予知計などの高度な救助資機材及び大型プロアー等特殊資機材を備え、さらに、高度な救助技術に関する知識・技術、各種資格等を兼ね備えた、選りすぐりの救助隊員で構成された救助隊を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別高度救助隊 東京消防庁、政令市消防本部に整備（15本部） ・ 高度救助隊 中核市消防本部、政令市及び中核市を有しない県の代表消防本部に整備（50本部） <p>【予定実施期間】 平成18年4月～21年3月</p> <p>【予算要求予定額】 305百万円</p>	大規模災害時における救助体制の充実・強化による被害の軽減	<p>新潟県中越地震で発生した長岡市妙見堰の土砂崩れ現場における母子救出活動では、赤外線スコープや画像探査機等といった高度な資機材と高度な救助技術を有する東京消防庁ハイパーレスキュー隊がめざましい成果をあげたところである。また、JR西日本福知山線列車事故においては、ガソリン漏れ等により火花を発生する器具が使えない特殊な状況下での救助活動において、ウォーターカッターや大型プロアー等の特殊資機材の重要性も認識されたところである。これらの教訓から、高度な資機材と高度な救助技術に関する知識・技術、各種資格等を兼ね備えた、選りすぐりの救助隊を全国的に創設することは、国民の生命、財産を守る上で有効である。</p>	推論	—	—	—

(注) 総務省から送付された「平成17年度事業評価書（平成17年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」に基づき当省が作成した。

【 別 添 3 】

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

（説 明）

本審査表は、公表された総務省の「平成 17 年度事業評価書（事業評価方式により実施した事後（継続）評価結果について）」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「 整 理 番 号 」	欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「 政 策 （ 名 称 、 目 的 等 ） 」	欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「 手 段 」	欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段（事業概要、平成 16 年度予算額等）を記入した。
「 得 よ う と す る 効 果 」	欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「 効 果 の 把 握 ・ 測 定 」 欄	「 効 果 の 把 握 の 方 法 」 欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「 把 握 し た 結 果 」 欄	実際に得られた効果を記入した。
「 必 要 性 及 び 効 率 性 に 関 す る 特 記 事 項 」 欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」：当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」：当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「 評 価 の 結 果 」	欄	把握した効果を基礎として導き出された評価の結論（達成状況の分析、評価の結果及び今後の課題）を記入した。

政策評価審査表（総務省）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	過疎地域振興対策費	<p>①過疎地域集落再編整備事業 ・定住促進団地整備事業…地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。 ・集落等移転事業…基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。 ・季節居住団地整備事業…漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。 【事業実施期間】 平成12～21年度 【予算額】 平成16年度 248,107千円</p> <p>②地域間交流施設整備事業 ・地域資源を有効活用し地域間交流を促進するための、宿泊施設、ホ－ル／カフェ施設、資料展示施設、地域文化・芸能体験施設等の整備を推進する。この場合、伝統的家屋、廃校舎等地域の遊休施設の有効活用を積極的に図ることとしている。 【事業実施期間】 平成12～21年度 【予算額】 平成16年度 464,456千円</p>	過疎地域自立促進特別措置法の目的である過疎地域の自立促進・活性化を図ること。	<p>○定住促進団地の整備戸数 ○交流施設の整備数 ○交流施設の利用者数</p>	<p>○定住促進団地の整備戸数 (略) ○交流施設の整備数 (略) ○交流施設の利用者数 (略)</p>	<p>○「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 地域間交流施設整備事業に基づき整備された交流施設及び過疎地域集落再編整備事業に基づき整備された定住促進団地については、各市町村の「過疎地域自立促進計画」に基づいて着実に整備が進められ、それぞれ定住促進や都市との交流促進に寄与しており、過疎地域の自立促進・活性化にあたっては今後も引き続き、同事業が必要と考えられる。 (有効性) 平成15年度及び平成16年度に総務省過疎対策室において現地調査を行い、多くの施設において当初の見込みよりも多くの利用実績があり、また、一部の交流施設については、当該市町村の人口を大きく上回る利用実績も見られ、施設の整備により、交流人口が拡大するなどの事業の成果が上がっている。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果があがっている 事業の必要性、有効性、効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき</p> <p>【今後の課題】 これまでも、自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有する過疎地域において、その優れた地域資源を生かして人・文化・情報等の交流を図るための施設の整備を推進し、都市との地域間交流の促進を図ってきたが、今後の課題として、「都市と農山漁村の共生・対流」が提起されており過疎地域において都市との交流は、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果をもたらすものとなっているため、引き続き予算措置を講ずる必要がある。</p>
2	地上デジタル放送等の円滑な普及に向けた情報提供活動等の推進	<p>国民視聴者に対して、地上デジタル放送のメリット等及び2011年にはアナログ放送が終了することの意味と早期にデジタル放送の視聴環境を整える必要性について、十分な認知と理解を得るための周知広報活動を推進し、2011年のデジタル放送への完全移行に支障を来すことがないようにデジタル受信機の普及に向けた環境の整備を行う。 【事業実施期間】 平成12～23年度 【予算額】 平成16年度 1,200百万円</p>	地上放送等のデジタル化の社会的意義や視聴者にとっての具体的メリット等の情報を速やかに国民一人一人に行き渡らせ、受信環境を整備する。	<p>地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査(2005年4月) ○地上デジタル放送の認知 ○県庁所在地での開始時期認知 ○地上デジタル放送の認知経路 ○アナログ放送停波に関する認知 ○アナログ停波の時期についての認知</p>	<p>○地上デジタル放送の認知 (知っている)78.4% ○県庁舎在りでの放送開始時期認知 (「知っている」及び「だいたいの時期は知っている」を合わせて)45.3% ○地上デジタル放送の認知経路(複数回答) テレビ 85.4% 新聞 42.3% 販売店頭 19.8% ○アナログ放送停波に関する認知 (知っている)66.4% ○アナログ停波の時期についての認知 (2011年として認知)9.2%</p>	<p>【必要性】 ○「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 国民の地上デジタル放送についての視聴者の認知度については一定の向上が見られるが、地上アナログテレビ放送の停波の時期についての認知度は低い。国民に対し地上放送のデジタル化に関する正確な情報提供等を行うことにより地上デジタル放送の円滑な導入を図るための環境整備は、国の責務であり、引き続き当該事業を国が実施することが (有効性) 「地上デジタル放送の認知」については、約8割の人に認知されており地上デジタル放送の円滑な推進に一定の有効性が認められる。 しかし、「アナログ放送停波に関する認知」については約6割超の人に認知されているものの、「アナログ停波の時期についての認知」についてはほとんどの人に正しく認知されていない。 「アナログ停波の時期」が広く国民に認知され、2011年の停波の際に社会的混乱が生じないよう停波の告知に焦点をあてて周知広報を強化していく。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業継続の必要性・有効性・効率性が認められる。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
3	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	<p>自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用したインターネット接続サービス等を提供し、放送のデジタル化の推進等次世代情報通信基盤の整備に資するケーブルテレビ施設を整備する際に、国が所要経費の一部を補助する。</p> <p>・対象設備：センター設備、ネットワーク設備等 ・補助率：市町村が整備・運営する場合：1/3 第三セクターが整備・運営する場合：1/4・1/6・1/8</p> <p>【事業実施期間】 平成6年～</p> <p>【予算額】 平成16年度 19億円</p>	<p>情報通信の均衡ある発展を図り、地域における情報流通の促進、デジタル・ディバイドを是正することを目的として、地方公共団体等が地域の情報化のために敷設するケーブルテレビ施設の整備・高度化を促進する。具体的には、地域住民の生活に必要な映像情報等を提供し、双方向機能を活用した高速インターネット接続サービス等の提供を可能とするなどケーブルテレビ施設の高度化を促進する。</p> <p>併せて、学校・公共施設等を接続し、行政サービスの高度化を図るための地域公共ネットワークの整備に資するなど、地域密着型の総合情報通信基盤の早期実現を図る。</p>	<p>○ケーブルテレビの加入世帯数及び割合 ○自主放送を行う許可施設のうち幹線に光ファイバを導入している施設数の割合 ○ケーブルテレビインターネット接続サービスの利用者数 ○地域公共ネットワークの全国整備率</p>	<p>○ケーブルテレビの加入世帯数及び割合(16年12月末現在) 1,794万世帯 36.0% ○自主放送を行う許可施設のうち幹線に光ファイバを導入している施設数の割合(16年度末) 68.9% ○ケーブルテレビインターネット接続サービスの利用者数(16年12月末現在) 287.3万世帯 ○地域公共ネットワークの全国整備率(16年7月現在) 62.8%</p>	<p>【必要性】 ○「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) ケーブルテレビは地域情報化等の有力な情報通信基盤である一方、多大な初期投資を必要とし、民間だけでは整備が困難な場合が多いことから、地方公共団体が自ら整備するか、第3セクターを利用して整備しようとする場合には、所要経費の一部を国が支援することが必要である。</p> <p>特に、デジタル・ディバイドの是正を図るためには、地方公共団体等の取組では限界があり、国が強力に財政支援する必要がある。</p> <p>また、デジタル化への対応を進めるほか、光化及び高速・超高速インターネットに対応するためのケーブルテレビの普及・高度化のため今後一層の支援が必要である。</p> <p>(有効性) ケーブルテレビの普及世帯数は1,794万世帯(全国普及率36%)、自主放送を行う許可施設のうち幹線に光ファイバを導入している施設数の割合は68.9%、ケーブルテレビを活用したインターネット接続加入287.3万世帯が加入及び地域公共ネットワークの全国整備率62.8%と着実に増加している。今後とも支援を継続することにより、地域に密着した映像情報等の提供促進、デジタル・ディバイドの是正及び行政サービスの高度化を図ることができ、有効性があると判断される。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性、効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき。</p> <p>【今後の課題】 2010年までにデジタル化への対応を進めるほか、光化及び高速・超高速インターネットに対応するためのケーブルテレビの普及・高度化のため今後一層の支援が必要である。</p> <p>また地域公共ネットワークの全国整備目標を、2010年度に延長し、引き続きその達成目標のために整備支援を継続すべきである。</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
4	移動通信用鉄塔施設整備事業	<p>携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する。</p> <p>【事業実施期間】 平成3年度～</p> <p>【予算額】 平成16年度 20.3億円</p>	<p>携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便の向上等に寄与する。</p>	<p>○市町村役場及びその支所等が移動通信エリアとしてカバーされている市町村割合</p> <p>○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった人口数</p> <p>(参考)</p> <p>○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった世帯数</p>	<p>(16年度)</p> <p>○市町村役場及びその支所等が移動通信エリアとしてカバーされている市町村割合 (15年度に目標とする95%以上である95.5%を達成)</p> <p>○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった人口数 24,241人 (15、16年度累計61,770人)</p> <p>(参考)</p> <p>○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった世帯数 7,111世帯</p>	<p>【必要性】</p> <p>○「e-Japan重点計画2003」(平成15年8月8日IT戦略本部決定)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性)</p> <p>① 整備率については、2003年度(平成15年度)までに95%とするとの目標を達成し、順調に成果が上がっている。</p> <p>② 平成16年度に過疎地等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数は24,241人であり、成果が上がっている。</p> <p>③ 新たに携帯電話が利用可能となった世帯数は平成16年度は新たに7,111世帯において携帯電話が利用可能となり、成果を上げている。</p> <p>このように、本事業の実施により移動通信サービスエリア整備が進んできているが、依然として過疎、辺地、離島、半島等には携帯電話の使用できない地域が存在しており、平成15年度、平成16年度には各々約400箇所、平成17年度には約500箇所の要望がこれら携帯電話の使用できない地域の地方公共団体から寄せられていることから引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合は、平成15年度までに目標を達成、過疎地等において携帯電話を利用できるようになった人口数が着実に増加するとともに、平成16年度に新たに携帯電話が利用可能となった世帯数が7千世帯以上になるなど、地域住民等の利便性の向上に有効。</p> <p>【評価の結果】</p> <p>目標達成に向けて成果が上がっている。 政策の必要性、施策の有効性・効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
5	地域インターネット導入促進基盤整備事業	<p>地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する市町村に対し、その経費の一部を補助する。なお、標準事業規模は5千万円である。</p> <p>① 補助対象 公共施設内LANの整備（構内伝送路、入力端末）、インターネット導入のための機器整備（サーバ、ルータ等）、伝送路、映像ライブラリー装置等</p> <p>② 補助率 ・沖縄県の市町村 2/3、 ・過疎、離島、半島、山村に該当する市町村 1/2 ・高齢者比率が全国平均を上回る市町村 1/3</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度第2次補正予算～</p> <p>【予算の状況】 平成16年度 2.1億円</p>	<p>過疎地域等において公共情報の入手やインターネットを誰もが自由に利用できるようになることによる地域住民の利便性の向上を図るとともに、地域公共ネットワークの全国普及に資することを目標としている。</p>	○地域公共ネットワークの全国整備率	○地域公共ネットワークの全国整備率 62.8%	<p>【必要性】 ○「e-Japan重点計画2004」（平成16年6月15日IT戦略本部決定）</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 本事業は、過疎地域等条件不利地域における基礎的な地域公共ネットワーク整備の支援を目的とした事業であり、未整備団体も多数残っており、引き続き事業の必要性は認められる。</p> <p>(有効性) 過疎地域等条件不利地域におけるインターネットを活用して双方向行政サービス（防災、教育、福祉、医療）が提供され、地域公共ネットワークが整備されるほか、インターネットとの接続等が確保されることからデジタルデバイドが是正され、併せて、近隣地域に対する情報化インセンティブの付与等の波及効果により全国的な地域情報化の促進に有効性が認められる。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性、効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき。</p> <p>【今後の課題】 本事業の指標としているe-Japan 重点計画に示した全国整備目標の2005年までの達成は困難となっている。これに関しては、地域における情報化の推進に関する検討会において提言された、「引き続き、国として所要の支援策を講じ、2010年までに95%の地方公共団体が整備済みとする」という新たな目標の実現に向け事業を推進す</p> <p>なお、過去の整備実績から、地方公共団体における整備ニーズ自体はピークを過ぎつつあるが、採算性の観点から民間事業者が投資しにくい条件不利地域では、地域公共ネットワークの整備が十分進展していない。さらに、同地域に位置する団体には、団体規模が小さいことや財政事情等の整備環境も課題であり、補助率が高い本事業の積極的な活用が求められる。</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
6	字幕番組・解説番組等の制作促進	<p>視聴覚障害者がテレビジョン放送から情報を得るために不可欠な字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対し、制作費の2分の1を上限として独立行政法人情報通信研究機構が助成を行う。</p> <p>【事業実施期間】 平成9年度から実施</p> <p>【予算額】</p>	<p>字幕番組・解説番組等の制作費の一部に対して助成を行うことにより、字幕番組・解説番組等の制作本数の増加、字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の増加を図り、平成19年には同割合を100%とすることを達成目標とする。これにより基幹メディアの1つである放送を通じた情報アクセスの機会の均等化を促進することをもって、年齢・障害面でのデジタル・ディバイドの解消、誰もがITの恩恵を享受できる社会の実現</p>	<p>○助成対象の番組の制作本数</p> <p>○毎年把握・公表を行っている字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合</p>	<p>○助成対象の番組の制作本数(16年度) 15,063番組</p> <p>○毎年把握・公表を行っている字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合(15年度) 38.7%</p>	<p>【必要性】</p> <p>○「e-Japan戦略Ⅱ」(平成15年7月2日IT戦略本部決定)</p> <p>○「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)</p> <p>○「障害者基本計画」(平成14年12月閣議決定)</p>	<p>【達成状況の分析】</p> <p>(必要性)</p> <p>字幕番組、解説番組及び手話番組は、視聴覚障害者が放送を通して情報を取得し、社会参加をしていく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、その充実は障害者基本計画(平成14年12月)や「e-Japan 重点計画2004」(平成16年6月)に位置づけられる等、わが国の重要な政策課題となっている。これらの放送については多額の制作コストが必要となる一方で広告収入が見込めず、経営採算性を重視する民放事業者にとっては、当該番組導入のインセンティブが働きにくい構造になっている。</p> <p>このため、字幕番組、解説番組及び手話番組の大幅かつ計画的な拡充を図るためには、これらを普及し、社会的理解を深め、認知度を高めることが必要であり、そのインセンティブとして、本事業が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合は、着実に進展しつつあり、本事業の有効性は高いものである。</p> <p>なお、字幕番組、解説番組及び手話番組は、約65万人存在する視聴覚障害者のみでなく、高齢化の進展の中で、約600万人以上といわれる難聴者に対しても情報へのアクセス機会の均等を図るために重要である。また、高齢化という問題は、すべての国民が直面している問題であり、その進展に伴いこれらの放送番組の重要性は増していくものと考えられる。</p> <p>【評価の結果】</p> <p>目標達成に向け成果が上がっており、事業の必要性、有効性、効率性等認められ、今後もこれまでの取組を継続していくことが必要である。</p> <p>【今後の課題及び取組の方向性】</p> <p>字幕番組を始めとする視聴覚障害者向け放送は着実に増加しつつあるものの、総放送時間に占める割合は海外と比べて依然として低く、また、これらの更なる充実に対する視聴覚障害団体の要望もことから、現在の事業を続けることが必要である。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
7	消防防災施設等整備費補助金	<p>①消防防災施設整備費補助金 ○耐震性貯水槽 【事業実施期間】 平成11年度～ 【事業主体】 市町村等 【国庫補助率】 2分の1 【予算額】 平成16年度 28.4億円 ○高機能消防指令センター総合整備事業 【事業実施期間】 平成15年度～ 【事業主体】 市町村等 【国庫補助率】 3分の1 【予算額】 平成16年度 22.6億円</p> <p>②消防防災設備整備費補助金 ○緊急消防援助隊関係設備の整備 【事業実施期間】 平成7年度～(平成16年度から法制度化) 【国庫補助率】 2分の1(平成15年度以前は原則3分の1) 【予算額】 平成16年度 65.2億円</p>	火災・災害等による被害の軽減	<p>○耐震性貯水槽の数 ○高機能消防指令センターの全国整備状況 ○緊急消防援助隊の登録部隊数及び補助金を受けた主要な部隊数</p>	<p>○耐震性貯水槽の数(13～16年度累計) 2,777基 ○高機能消防指令センターの全国整備状況(17年4月1日現在) 7.8% ○緊急消防援助隊の登録部隊数及び補助金を受けた主要な部隊数 2,963隊 消火部隊 512隊 救急部隊 452隊</p>	<p>【必要性】 ○「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律111号) ○「消防組織法」(昭和22年法律第226号)</p>	<p>【達成状況の分析】 (耐震性貯水槽の整備) 耐震性貯水槽の整備については、目標3,101基に対し平成16年度までに2,777基が整備され、着実に整備が進んできている。また、さらなる火災・災害等による被害の軽減のために地震対策緊急整備事業計画が平成17年度から再スタートしたこと、地震防災緊急事業五箇年計画についても今後期間の延長等が予定されていることから、引き続きニーズは増加すると見込まれ、整備の必要性が認められる。また、昨年発生した新潟県中越地震において、多数の防火水槽に損壊が生じたにもかかわらず耐震性貯水槽は1基の損壊もなく災害時の水利確保が確認され、その有効性が実証されている。</p> <p>(高機能消防指令センター総合整備事業) 高機能消防指令センターについては、整備状況は平成17年4月1日現在で7.8%と低い状況にあるが、補助メニューに加えられて間もないことによるもので、今後、災害時等の情報の収集・伝達ができるよう市町村等において整備すべき設備であるため未整備の団体からの要望が増大することが見込まれ、事業の必要性は認められる。また、発信地表示、地図等検索装置、車両動態管理等の整備により、災害発生時の迅速、的確な対応が可能となり、その有効性が認められる。</p> <p>(緊急消防援助隊関係設備の整備) 緊急消防援助隊の資機材の整備については着実に進んでいるが、災害発生時に人命救助活動等をより効果的かつ迅速に行うためには引き続き整備を促進するとともに、補助対象メニューの拡大も視野に入れて充実・拡大を図る必要がある。</p> <p>緊急消防援助隊については平成17年4月時点で2,963隊が登録されているが、平成20年度目標3,120隊に向けて引き続き登録を進める必要がある。また、昨年度発生した災害、新潟県中越地震、台風23号に伴う豊岡水害、福井豪雨、新潟・福島豪雨や本年も尼崎市列車事故等に出勤し、多くの人命救助・救出活動に貢献し、その有効性は大いに評価された。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性等が認められ、これまでの取組を継続すべきであるが、高機能消防指令センター総合整備事業については共同運用による補助金の効用を高めるとともに、緊急消防援助隊関係設備の整備については充実・拡大を図る必要がある。</p> <p>【今後の課題】 (耐震性貯水槽の整備) 地方公共団体からの要望も多いことから、引き続き補助金による整備の促進が必要である。 (高機能消防指令センター総合整備事業) 予算上の制約もあるため、効率性の観点から共同運用方式による補助金の効用を高める必要がある。 (緊急消防援助隊関係設備の整備) 新潟県中越地震等を踏まえ、大規模地震やその他の災害に備えるため高度救助隊や緊急消防援助隊の増強(目標4,000隊)が課題となっている。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
8	明るい選挙推進費	<p>テレビ、新聞等の広報媒体の活用、パンフレット、ポスターなど啓発資材・資料の作成、明るい選挙推進運動指導者養成のための研修など</p> <p>【予算額】 平成16年度 11億円</p>	<p>国民一人一人が主権者としての強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう選挙啓発を推進</p>	<p>(参考)</p> <p>○各種選挙の投票率</p> <p>○選挙犯罪件数 (業務目標)</p> <p>○明るい選挙推進全国大会の開催又は宣言の発表</p> <p>○選挙期日の周知及び投票参加の呼びかけの実施状況</p>	<p>○投票率については、全体的に低下傾向にあるものの、平成16年の参議院議員通常選挙においては、投票率の低下傾向に一定の歯止めをかけることができた。</p> <p>○選挙犯罪件数は、減少傾向にある(検挙人員前回比54.1%減)。</p> <p>○明るい選挙推進全国大会の開催又は宣言の発表 (略)</p> <p>○選挙期日の周知及び投票参加の呼びかけの実施状況 (略)</p>	<p>【必要性】</p> <p>○「公職選挙法」(昭和25年法律第100号)</p>	<p>【達成状況の分析】</p> <p>近年の国政、地方選挙を通じる投票率は、若者の政治に対する無関心などを背景に低下傾向にあり、このまま投票率の低下が続けば、民主主義にとって憂慮すべきことである。</p> <p>選挙啓発は、国民や政治家等の意識改革に関わるものであり、すぐに効果が現れるものではないが、民主政治の根幹に係る課題であり、また啓発活動により国民に直接訴えていくことは有効であると考えられる。参考となる指標については、投票率は全体的に低下しているものの、選挙犯罪件数は低下しているところである。業務目標については、いずれも達成しており、選挙啓発を着実に推進したところである。</p> <p>【評価の結果】</p> <p>目標達成に向けて成果が上がっている。 事業の必要性、有効性、効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき</p> <p>【今後の課題】</p> <p>これらの指標等を参考としながら、国民一人一人が主権者としての強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
9	総務省LANの整備・運用	<p>○総務省における情報の円滑な流通、共有を図り、安定的な行政サービスを提供するため、新2号館内部局における情報インフラとして構内LANを整備するとともに、第2庁舎、九段合同庁舎、公害等調整委員会、自治大学校等の都内各所の組織とネットワークを結び、共通ネットワーク基盤として整備・運用</p> <p>○総務省の地方支分部局である管区行政評価局及び行政評価事務所と本省新2号館を結ぶ広域ネットワークを整備・運用</p> <p>【予算額】（平成16年度） ○新2号館LAN整備・運用等経費 8.6億円 ○広域ネットワークシステム整備・運用経費 5.7億円</p>	<p>総務省における総合的な情報化の共通ネットワーク基盤として、電子メール、電子掲示板及びファイルの共有等の機能を提供するとともに、各種機能を最大限に活用し、業務の簡素化・効率化、コミュニケーションの円滑化・高度化に資する。</p>	<p>○総務省LANの利用状況</p> <p>○総務省LANの稼働率</p>	<p>○総務省LANの利用状況</p> <p>平成16年4月度と17年4月度を比較すると、電子メール、電子掲示板及びファイル共有の機能すべてについて利用件数が増加しており、情報の円滑な流通、共有等は着実に推進されている。</p> <p>・電子メール： 約1,951千件/月 ↓ 約2,251千件/月</p> <p>・電子掲示板 4,875件 ↓ 6,082件</p> <p>・ファイル共有 約1,553ギガバイト ↓ 約1,824ギガバイト</p> <p>○総務省LANの稼働率(16年度)</p> <p>平成16年度における電子メール、電子掲示板及びファイルの共有の実績稼働率は、すべてについて「LANシステム運用業務の請負」契約により設定された目標稼働率を満たしており、システムの安定的な運用がなされている。</p> <p>・電子メール、電子掲示板及びファイル共有の実績稼働率 100% (目標稼働率 99.0%以上)</p>	<p>【必要性】</p> <p>○「行政情報推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定。平成9年12月20日一部改定）</p> <p>○「e-Japan重点計画2003」（平成15年8月8日IT戦略本部決定）</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性)</p> <p>行政の情報化は、電子政府構築計画等においても求められているところであり、情報の円滑な流通、共有等は引き続き推進していかねばならない取組である。</p> <p>総務省LANは、当該取組を進めていくための共通ネットワーク基盤として必要なものであり、引き続き整備・運用を継続していく必要がある。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>e-Japan重点計画-2003等により、業務の簡素化・効率化等の観点から各府省において行政情報のペーパーレス化等が求められているところであり、総務省においても、総務省LANの電子メール交換や電子掲示板などにより、法令等各種協議や情報のやり取りを電子的に行っているところで</p> <p>総務省LANの利用状況は、電子メール、電子掲示板及びファイル共有の機能すべてについて利用件数が増加しており、このことから業務の簡素化・効率化の取組に有効であると考えられる。また、総務省LANの稼働率についても100%の稼働を達成しており、コミュニケーションの円滑化・高度化の観点から効率的な取組が行われていると考えられる。</p> <p>【評価の結果】</p> <p>目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性及び効率性が認められ、今後もこれまでの取組を継続していくことが必要である。</p> <p>【今後の課題及び取組の方向性】</p> <p>今後の課題として、引き続き、総務省LANを総合的な情報化の共通ネットワーク基盤として整備・運用し、利用件数や蓄積情報量の増大に適切に対処していくとともに、マルチメディアへの対応等機能高度化の推進や電子政府構築計画を踏まえた府省内ネットワークの統合化などの要請に対応していくことが必要である。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
10	電波監視施設の整備・維持運用、電波監視業務の実施	<p>電波監視施設の整備・維持運用を行うとともに、施設を活用した不法電波の監視・探査並びに電波利用状況の調査・調査を実施し、併せて電波利用環境保護の重要性を国民へ周知・啓発を図る。</p> <p>【事業実施期間】 ○第I期(平成5年度)～第III期まで(平成13年度)人口約5万人以上の都市に電波監視施設・機械化による24時間自動電波監視体制・宇宙電波監視施設の整備 ○第IV期(平成14年度～16年度)人口3万人以上の都市で混信妨害申告が恒常的に発生している地域に電波監視施設を整備・県庁所在地における方位測定精度の充実・強化、従来施設の維持・運用(人口カバー率目標を平成15年度に達成) ○第V期(平成17年度～19年度)電波監視施設の高度化、従来施設の維持・運用</p> <p>【予算額】(平成16年度) ○電波監視施設の整備・維持運用 65.4億円 ○電波監視業務の実施 6.9億円</p>	<p>○遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率で73.4%(H15年度に達成) ○電波利用秩序の維持、適正利用の推進のための、不法・違法無線局の取締り等の実施</p>	<p>○センサにより監視できる地域の人口カバー率は平成15年度に達成 ○不法無線局の出現数及びそれに対する措置率</p>	<p>○センサにより監視できる地域の人口カバー率の目標値(73.4%)は平成15年度に達成 ○不法・違法無線局の出現数に対する措置率(16年度) 47.6%</p>	<p>【必要性】 ○電波法(昭和25年法律第131号) ○電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) H5年度から整備を進めてきた電波監視施設の整備は目標としていた人口カバー率73.4%をH15年度に達成し、これらの施設を活用した電波監視業務を進めてきているところであるが、導入当初に整備した施設の老朽化・機能の陳腐化は著しく、順次、更新していく必要がある。さらに無線局のデジタル化への対応や無線局の登録制度の導入に伴う事前管理から事後管理の体制の強化が求められている。このことから、無線局の適切な運用を確保するとともに不法無線局を排除し、良好な電波利用環境を維持するためには監視施設の性能の向上を含めた計画的な施設の更改及び既存施設の運用を引き続き行う必要がある。</p> <p>(有効性) 大多数の無線局の使用されている人口の多い地域を遠隔操作による電波監視施設によりカバーできることとなったことから、混信申告・電波障害等への対応では、遠隔操作によって不法・違法電波の発射源、運用される時間帯、運用上の特徴などを予め把握し、現地には、不法・違法電波が発射される可能性が高い日時に赴き、直ちに発射源を特定し、適切な指導や処分が可能となった。 以上のように、地方総合通信局所の所在地以外における移動にかかる時間と経費の効率化が可能となり、無線通信妨害の申告対応や電波障害の相談対応を迅速かつ効率的に実施できるようになったことから有効性があるものである。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性、効率性等が認められ、これまでの取組を継続する必要がある。</p> <p>【今後の課題及び取組の方向性】 遠隔操作による電波監視施設の整備は人口カバー率では当初の目標値を達成しているが、電波利用技術の進展による無線局のデジタル化が一層進められていることや、コンピュータを利用したネットワークにも無線利用が拡大していることから、これらに対する混信・障害への対応として、老朽化設備の計画的な更改の着実な実施はもとより、無線局のデジタル化に対する施設整備が電波監視施設に求められる状況にある。 なお、既存の監視施設を活用した取締りを進めているところであるが、各種の違法・不法無線局は依然として多数捕捉されており、また違法・不法無線局に起因すると推定される混信・妨害の申告も多数寄せられている。このことから不法無線局の発生防止のためには、電波利用による利便を享受する国民全体の理解による取組みが不可欠である。そのため、従来、国民各層に対して電波利用の正しい知識を周知するための各種施策を行ってきたところであるが、その確実な定着には、常にその問題意識を起こさせるような継続的な取組みが必要である。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
11	総合無線局監理システムの構築と運用	<p>総務省の電波監理業務を担当する本省・地方支分部局において、総合無線局管理ファイルを作成・管理するとともに、これらをデータベース化して無線局免許等の許認可、電波利用料徴収、無線局監督及び周波数管理等を行うためのシステムを構築し運用するもの</p> <p>【予算額】（平成16年度） 本省 126.0億円 地方 4.0億円</p>	<p>総務省の電波監理業務を円滑に遂行するための情報ネットワーク基盤として、無線局に関する各種データベースの構築・運用や、当該データベースを活用して、無線局申請等処理、電波利用料徴収、無線局監督及び周波数管理等の無線局監理事務の迅速かつ効率的な支援を行うことにより、業務の簡素化、効率化及び高度化に資すること。</p>	<p>○総合無線局監理システムに係る手続の電子化率 ○総合無線局監理システムの稼働率</p>	<p>○総合無線局監理システムに係る手続の電子化率(16年3月末) 100.0%(216手続) ○総合無線局監理システムの稼働率(16年度) 95.53%</p>	<p>【必要性】 ○「行政情報化推進基本計画」(平成6年12月25日閣議決定。平成9年12月20日一部改定)</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 携帯電話やFWA等の普及による無線局数の急増や周波数の逼迫等により、無線局監理は複雑化し事務処理も増大する状況の中、利用者に対する効率的な行政運営を実現するためには当該事業を継続していく必要性が認められる。 (有効性) 総合無線局監理システムに係る手続の電子化率について、平成15年3月度と平成16年3月度を比較すると、手続の電子化率は大幅に向上し、216の申請・届出等手続の電子化を実現した。また、システムの稼働率は毎年度ほぼ目標稼働率(99.00%以上)に達しておりシステムの安定的な運用を実現している。 これらのことから、利用者(国民、企業等)の利便性の向上に有効性が認められる。また、行政事務の効率化等は着実に実行されていると言える。 【評価の結果】 目標達成に向けて成果は上がっており、事業の必要性、有効性、効率性が認められることから、これまでの取組を継続していくことが必要。 【今後の課題】 今後の課題として、引き続き、総合的な情報ネットワーク基盤として整備・運用し、無線局数や無線局監理事務処理量の増大に適切に対処していくとともに、行政情報化推進基本計画及び電子政府構築計画を踏まえ、マルチメディアへの対応の推進、利用者の利便性に係る機能の高度化の推進及び府省内ネットワークの統合化を検討し、適切な見直しを図っていくことが必要である。</p>
12	周波数逼迫対策技術試験事務の実施に必要な経費	<p>電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について、無線設備の技術基準を定めるための試験及びその結果の分析を行う。</p> <p>【実施期間】 平成8年度～</p> <p>【予算額】 平成16年度 84.5億円</p>	<p>電波利用の適正化・効率化を図ることにより電波の有効利用を推進し、安心して安全な電波利用環境の一層の整備を推進</p>	<p>技術試験事務の実施に当たっては、外部有識者で構成される評価検討会において、事前評価：予算要求段階における技術的観点からの評価及び技術的な評価の結果に基づく必要性、有効性等の観点からの総合評価(毎年8月頃開催) ・継続評価：試験事務の実施段階における実施方法の効率性、適切性等の観点からの評価(毎年3月頃開催) ・事後評価：試験事務の終了後における成果等(技術基準等への反映等)の観点からの評価(毎年3月頃開催)を実施しており、これらの評価結果等を踏まえ目標の達成状況を総合的に評価している。</p>	<p>平成11年度～平成15年度に終了した当該事務の47案件については、評価検討会において「全体として適正に実施されている」旨の評価結果をいただいている。また、目標の達成状況に関しては、各年度のいずれの終了案件についても、その成果が技術基準等に反映されている。</p>	—	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 今後も増大すると予測されている周波数需要に適切に対応するため、電波のより能率的な利用に資する技術等を導入し、電波の有効利用を推進することが必要であり、当該事業を引き続き行う必要がある。 (有効性) 当該事業の成果が確実に技術基準等に反映されており、当該事務の実施は有効であるといえる。 【評価の結果】 目標達成に向けて成果が上がっており、事業の必要性、有効性、効率性等が認められることから、これまでの取組を継続すべき。 【今後の取組及び取組の方向性】 当該事務の実施によって電波の有効利用が促進されているところであるが、今後のワイヤレスブロードバンド環境の構築に向けて、新しい電波利用システムの導入等、電波利用に対するニーズが更に増加すると予測されていることから、今後も引き続き当該事務を実施していく必要がある。</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び 効率性に関 する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
13	標準電波による無線局への高精度周波数の提供	<p>長波帯標準電波施設（「おおたかどや山標準電波送信所（福島県）」および「はがね山標準電波送信所（福岡・佐賀県境）」）の維持運用業務を確実に実施する。</p> <p>【予算額】 平成16年度 5.4億円</p>	<p>周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報する業務のうち、長波帯を利用した標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。</p>	<p>○2つの長波帯標準電波施設の各原器室で設定維持される複数台のセシウム原子周波数標準器出力を基に、それぞれの送信所において高精度周波数を生成し長波標準電波として発射</p> <p>○安定で信頼性の高い標準電波送信所年間運営</p>	<p>2つの長波帯標準電波施設は、機器・装置保守による停波を除くとほぼ100%に近い発射時間率で長波標準電波が安定して発射できている。また落雷の被害を最小限にするため、リアルタイム雷モニタや雷の誘導電流に対して電力施設等を保護するサージ保護避雷器などの対策を講じ、さらなる発射時間率の向上に努めており、安定的かつ信頼性の高い運営を行っている。H16年度は、台風被害等による道路滑落、土砂崩れの中、安定運用を実施した。</p>	<p>—</p>	<p>【達成状況の分析】 (必要性) 社会、経済活動の発展及びICTの進展に伴い電波利用は様々な分野におよび、その利用も多様化し無線局も急増している。これら無線局の安定的な運用に資する本事業を引き続き行う必要がある。</p> <p>(有効性) 電波利用の社会的重要性が高まるなか、これら長波帯を利用した標準電波による無線局への高精度周波数の提供について安定で信頼性の高い運用が行われており、有効であると考えられる。</p> <p>【評価の結果】 目標達成に向け成果が上がっており、事業の必要性、有効性、効率性が認められ、今後もこれまでの取組を継続していくことが必要である。</p> <p>【今後の取組及び取組の方向性】 引き続き、本事業が安定で信頼性の高い運営が行われるように、本事業を継続していくことが適当</p>

(注) 総務省から送付された「平成17年度事業評価書（事業評価方式により実施した事後(継続)評価結果について）」に基づき当省が作成した。